

# 官報

號外 昭和十五年二月九日

## ○第七十五回 貴族院議事速記録第六號

昭和十五年二月八日(木曜日)午前十時八分  
開議

議事日程 第六號  
昭和十五年二月八日

午前十時開議

第一 國務大臣ノ演説ニ關スル件(第  
四日)

第二 昭和十四年度歳入歳出總豫算追  
加案(第一號) 會議(委員長報告)

第三 委託又ハ郵便ニ依ル戸籍届出ニ  
關スル法律案(政府提出) 第一讀會

第四 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ特別  
委員ノ選舉

第五 昭和九年法律第四十五號中改正  
法律案(政府提出) 第一讀會

第六 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ特別  
委員ノ選舉

第七 製蹄師法案(政府提出) 第一讀會

第八 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ特別  
委員ノ選舉

○議長(伯爵松平頼壽君) 報告ヲ致サセマ  
ス

(近藤書記官朗讀)

一昨六日委員長ヨリ左ノ通分科ヲ決定シ及  
分科擔當委員ヲ選定シタル旨ノ報告書ヲ  
提出セリ

兼務

水野鍊太郎君

官報號外

昭和十五年二月九日 貴族院議事速記録第六號 議長ノ報告

豫算委員  
第一分科(歲入、大藏省)  
侯爵大隈 信常君  
子爵前田 利定君  
子爵大河内輝耕君  
子爵八條 隆正君  
結城豊太郎君  
河田 烈君  
佐々木八十八君  
水野甚次郎君  
佐々木長治君

第三分科(農林省、商工省)  
公爵岩倉 具榮君  
伯爵橋本 實斐君  
子爵西尾 忠方君  
水野鍊太郎君  
男爵紀 俊秀君  
男爵千秋 季隆君  
下村 宏君  
男爵大森 佳一君  
田所 美治君  
丸山 鶴吉君  
大塚 惟精君  
大澤德太郎君  
内田 重成君  
水野甚次郎君

第五分科(農林省、商工省)  
男爵前田 勇君  
今井田清徳君  
丸山 鶴吉君  
侯爵井上 三郎君  
伯爵有馬 賴寧君  
子爵大河内正敏君  
子爵高橋 是賢君  
有吉 忠一君  
内田 重成君  
男爵伊藤 文吉君  
有賀 光豐君  
瀧川 儀作君

第六分科(遞信省、鐵道省)  
伯爵溝口 直亮君  
侯爵島津 忠重君  
公爵島津 從徳君  
侯爵西郷 従徳君  
伯爵溝口 直亮君  
子爵大久保 立君  
子爵伊東二郎丸君  
子爵伊東二郎丸君  
岡 喜七郎君  
男爵前田 勇君  
三井清一郎君  
岡 喜七郎君  
男爵柴山 昌生君  
赤池 濃君  
次田大三郎君

第七分科(陸軍省、海軍省)  
男爵岩倉 道俱君  
兼務

大塚 惟精君  
第五分科(農林省、商工省)  
侯爵伊藤 文吉君  
有賀 光豐君  
瀧川 儀作君

第八分科(農林省、商工省)  
伯爵伊藤 文吉君  
有賀 光豐君  
瀧川 儀作君

第九分科(農林省、商工省)  
伯爵伊藤 文吉君  
有賀 光豐君  
瀧川 儀作君

第十分科(農林省、商工省)  
伯爵伊藤 文吉君  
有賀 光豐君  
瀧川 儀作君

第十一分科(農林省、商工省)  
伯爵伊藤 文吉君  
有賀 光豐君  
瀧川 儀作君

第十二分科(農林省、商工省)  
伯爵伊藤 文吉君  
有賀 光豐君  
瀧川 儀作君

第十三分科(農林省、商工省)  
伯爵伊藤 文吉君  
有賀 光豐君  
瀧川 儀作君

第十四分科(農林省、商工省)  
伯爵伊藤 文吉君  
有賀 光豐君  
瀧川 儀作君

第十五分科(農林省、商工省)  
伯爵伊藤 文吉君  
有賀 光豐君  
瀧川 儀作君

第十六分科(農林省、商工省)  
伯爵伊藤 文吉君  
有賀 光豐君  
瀧川 儀作君

第十七分科(農林省、商工省)  
伯爵伊藤 文吉君  
有賀 光豐君  
瀧川 儀作君

第十八分科(農林省、商工省)  
伯爵伊藤 文吉君  
有賀 光豐君  
瀧川 儀作君

第十九分科(農林省、商工省)  
伯爵伊藤 文吉君  
有賀 光豐君  
瀧川 儀作君

第二十分科(農林省、商工省)  
伯爵伊藤 文吉君  
有賀 光豐君  
瀧川 儀作君

第二十一分科(農林省、商工省)  
伯爵伊藤 文吉君  
有賀 光豐君  
瀧川 儀作君

第二十二分科(農林省、商工省)  
伯爵伊藤 文吉君  
有賀 光豐君  
瀧川 儀作君

第二十三分科(農林省、商工省)  
伯爵伊藤 文吉君  
有賀 光豐君  
瀧川 儀作君

第二十四分科(農林省、商工省)  
伯爵伊藤 文吉君  
有賀 光豐君  
瀧川 儀作君

第二十五分科(農林省、商工省)  
伯爵伊藤 文吉君  
有賀 光豐君  
瀧川 儀作君

第二十六分科(農林省、商工省)  
伯爵伊藤 文吉君  
有賀 光豐君  
瀧川 儀作君

第二十七分科(農林省、商工省)  
伯爵伊藤 文吉君  
有賀 光豐君  
瀧川 儀作君

第二十八分科(農林省、商工省)  
伯爵伊藤 文吉君  
有賀 光豐君  
瀧川 儀作君

第二十九分科(農林省、商工省)  
伯爵伊藤 文吉君  
有賀 光豐君  
瀧川 儀作君

第三十分科(農林省、商工省)  
伯爵伊藤 文吉君  
有賀 光豐君  
瀧川 儀作君

第三十一分科(農林省、商工省)  
伯爵伊藤 文吉君  
有賀 光豐君  
瀧川 儀作君

第三十二分科(農林省、商工省)  
伯爵伊藤 文吉君  
有賀 光豐君  
瀧川 儀作君

第三十三分科(農林省、商工省)  
伯爵伊藤 文吉君  
有賀 光豐君  
瀧川 儀作君

第三十四分科(農林省、商工省)  
伯爵伊藤 文吉君  
有賀 光豐君  
瀧川 儀作君

第三十五分科(農林省、商工省)  
伯爵伊藤 文吉君  
有賀 光豐君  
瀧川 儀作君

第三十六分科(農林省、商工省)  
伯爵伊藤 文吉君  
有賀 光豐君  
瀧川 儀作君

第三十七分科(農林省、商工省)  
伯爵伊藤 文吉君  
有賀 光豐君  
瀧川 儀作君

第三十八分科(農林省、商工省)  
伯爵伊藤 文吉君  
有賀 光豐君  
瀧川 儀作君

第三十九分科(農林省、商工省)  
伯爵伊藤 文吉君  
有賀 光豐君  
瀧川 儀作君

第四十分科(農林省、商工省)  
伯爵伊藤 文吉君  
有賀 光豐君  
瀧川 儀作君

第四十一分科(農林省、商工省)  
伯爵伊藤 文吉君  
有賀 光豐君  
瀧川 儀作君

第四十二分科(農林省、商工省)  
伯爵伊藤 文吉君  
有賀 光豐君  
瀧川 儀作君

第四十三分科(農林省、商工省)  
伯爵伊藤 文吉君  
有賀 光豐君  
瀧川 儀作君

第四十四分科(農林省、商工省)  
伯爵伊藤 文吉君  
有賀 光豐君  
瀧川 儀作君

第四十五分科(農林省、商工省)  
伯爵伊藤 文吉君  
有賀 光豐君  
瀧川 儀作君

第四十六分科(農林省、商工省)  
伯爵伊藤 文吉君  
有賀 光豐君  
瀧川 儀作君

第四十七分科(農林省、商工省)  
伯爵伊藤 文吉君  
有賀 光豐君  
瀧川 儀作君

第四十八分科(農林省、商工省)  
伯爵伊藤 文吉君  
有賀 光豐君  
瀧川 儀作君

第四十九分科(農林省、商工省)  
伯爵伊藤 文吉君  
有賀 光豐君  
瀧川 儀作君

第五十分科(農林省、商工省)  
伯爵伊藤 文吉君  
有賀 光豐君  
瀧川 儀作君

第五十一分科(農林省、商工省)  
伯爵伊藤 文吉君  
有賀 光豐君  
瀧川 儀作君

第五十二分科(農林省、商工省)  
伯爵伊藤 文吉君  
有賀 光豐君  
瀧川 儀作君

第五十三分科(農林省、商工省)  
伯爵伊藤 文吉君  
有賀 光豐君  
瀧川 儀作君

第五十四分科(農林省、商工省)  
伯爵伊藤 文吉君  
有賀 光豐君  
瀧川 儀作君

第五十五分科(農林省、商工省)  
伯爵伊藤 文吉君  
有賀 光豐君  
瀧川 儀作君

第五十六分科(農林省、商工省)  
伯爵伊藤 文吉君  
有賀 光豐君  
瀧川 儀作君

第五十七分科(農林省、商工省)  
伯爵伊藤 文吉君  
有賀 光豐君  
瀧川 儀作君

第五十八分科(農林省、商工省)  
伯爵伊藤 文吉君  
有賀 光豐君  
瀧川 儀作君

第五十九分科(農林省、商工省)  
伯爵伊藤 文吉君  
有賀 光豐君  
瀧川 儀作君

第六十分科(農林省、商工省)  
伯爵伊藤 文吉君  
有賀 光豐君  
瀧川 儀作君

第六十一分科(農林省、商工省)  
伯爵伊藤 文吉君  
有賀 光豐君  
瀧川 儀作君

第六十二分科(農林省、商工省)  
伯爵伊藤 文吉君  
有賀 光豐君  
瀧川 儀作君

第六十三分科(農林省、商工省)  
伯爵伊藤 文吉君  
有賀 光豐君  
瀧川 儀作君

第六十四分科(農林省、商工省)  
伯爵伊藤 文吉君  
有賀 光豐君  
瀧川 儀作君

第六十五分科(農林省、商工省)  
伯爵伊藤 文吉君  
有賀 光豐君  
瀧川 儀作君

第六十六分科(農林省、商工省)  
伯爵伊藤 文吉君  
有賀 光豐君  
瀧川 儀作君

第六十七分科(農林省、商工省)  
伯爵伊藤 文吉君  
有賀 光豐君  
瀧川 儀作君

第六十八分科(農林省、商工省)  
伯爵伊藤 文吉君  
有賀 光豐君  
瀧川 儀作君

第六十九分科(農林省、商工省)  
伯爵伊藤 文吉君  
有賀 光豐君  
瀧川 儀作君

第七十分科(農林省、商工省)  
伯爵伊藤 文吉君  
有賀 光豐君  
瀧川 儀作君

第七十一分科(農林省、商工省)  
伯爵伊藤 文吉君  
有賀 光豐君  
瀧川 儀作君

第七十二分科(農林省、商工省)  
伯爵伊藤 文吉君  
有賀 光豐君  
瀧川 儀作君

第七十三分科(農林省、商工省)  
伯爵伊藤 文吉君  
有賀 光豐君  
瀧川 儀作君

第七十四分科(農林省、商工省)  
伯爵伊藤 文吉君  
有賀 光豐君  
瀧川 儀作君

第七十五分科(農林省、商工省)  
伯爵伊藤 文吉君  
有賀 光豐君  
瀧川 儀作君

第七十六分科(農林省、商工省)  
伯爵伊藤 文吉君  
有賀 光豐君  
瀧川 儀作君

第七十七分科(農林省、商工省)  
伯爵伊藤 文吉君  
有賀 光豐君  
瀧川 儀作君

第七十八分科(農林省、商工省)  
伯爵伊藤 文吉君  
有賀 光豐君  
瀧川 儀作君

第七十九分科(農林省、商工省)  
伯爵伊藤 文吉君  
有賀 光豐君  
瀧川 儀作君

第八十分科(農林省、商工省)  
伯爵伊藤 文吉君  
有賀 光豐君  
瀧川 儀作君

第八十一分科(農林省、商工省)  
伯爵伊藤 文吉君  
有賀 光豐君  
瀧川 儀作君

第八十二分科(農林省、商工省)  
伯爵伊藤 文吉君  
有賀 光豐君  
瀧川 儀作君

第八十三分科(農林省、商工省)  
伯爵伊藤 文吉君  
有賀 光豐君  
瀧川 儀作君

第八十四分科(農林省、商工省)  
伯爵伊藤 文吉君  
有賀 光豐君  
瀧川 儀作君

第八十五分科(農林省、商工省)  
伯爵伊藤 文吉君  
有賀 光豐君  
瀧川 儀作君

第八十六分科(農林省、商工省)  
伯爵伊藤 文吉君  
有賀 光豐君  
瀧川 儀作君

第八十七分科(農林省、商工省)  
伯爵伊藤 文吉君  
有賀 光豐君  
瀧川 儀作君

第八十八分科(農林省、商工省)  
伯爵伊藤 文吉君  
有賀 光豐君  
瀧川 儀作君

第八十九分科(農林省、商工省)  
伯爵伊藤 文吉君  
有賀 光豐君  
瀧川 儀作君

第九十分科(農林省、商工省)  
伯爵伊藤 文吉君  
有賀 光豐君  
瀧川 儀作君

第九一分科(農林省、商工省)  
伯爵伊藤 文吉君  
有賀 光豐君  
瀧川 儀作君

第九三分科(農林省、商工省)  
伯爵伊藤 文吉君  
有賀 光豐君  
瀧川 儀作君

第九四分科(農林省、商工省)  
伯爵伊藤 文吉君  
有賀 光豐君  
瀧川 儀作君

第九五分科(農林省、商工省)  
伯爵伊藤 文吉君  
有賀 光豐君  
瀧川 儀作君

第九六分科(農林省、商工省)  
伯爵伊藤 文吉君  
有賀 光豐君  
瀧川 儀作君

第九七分科(農林省、商工省)  
伯爵伊藤 文吉君  
有賀 光豐君  
瀧川 儀作君

第九八分科(農林省、商工省)  
伯爵伊藤 文吉君  
有賀 光豐君  
瀧川 儀作君

第九九分科(農林省、商工省)  
伯爵伊藤 文吉君  
有賀 光豐君  
瀧川 儀作君

第九十分科(農林省、商工省)  
伯爵伊藤 文吉君  
有賀 光豐君  
瀧川 儀作君

第九一分科(農林省、商工省)  
伯爵伊藤 文吉君  
有賀 光豐君  
瀧川 儀作君

第九三分科(農林省、商工省)  
伯爵伊藤 文吉君  
有賀 光豐君  
瀧川 儀作君

第九四分科(農林省、商工省)  
伯爵伊藤 文吉君  
有賀 光豐君  
瀧川 儀作君

第九五分科(農林省、商工省)  
伯爵伊藤 文吉君  
有賀 光豐君  
瀧川 儀作君

第九六分科(農林省、商工省)  
伯爵伊藤 文吉君  
有賀 光豐君  
瀧川 儀作君

第九七分科(農林省、商工省)  
伯爵伊藤 文吉君  
有賀 光豐君  
瀧川 儀作君

第九八分科(農林省、商工省)  
伯爵伊藤 文吉君  
有賀 光豐君  
瀧川 儀作君

第九九分科(農林省、商工省)  
伯爵伊藤 文吉君  
有賀 光豐君  
瀧川 儀作君

第九十分科(農林省、商工省)  
伯爵伊藤 文吉君  
有賀 光豐君  
瀧川 儀作君

第九一分科(農林省、商工省)  
伯爵伊藤 文吉君  
有賀 光豐君  
瀧川 儀作君

第九三分科(農林省、商工省)  
伯爵伊藤 文吉君  
有賀 光豐君  
瀧川 儀作君

第九四分科(農林省、商工省)  
伯爵伊藤 文吉君  
有賀 光豐君  
瀧川 儀作君

第九五分科(農林省、商工省)  
伯爵伊藤 文吉君  
有賀 光豐君  
瀧川 儀作君

第九六分科(農林省、商工省)  
伯爵伊藤 文吉君  
有賀 光豐君  
瀧川 儀作君

第九七分科(農林省、商工省)  
伯爵伊藤 文吉君  
有賀 光豐君  
瀧川 儀作君

第九八分科(農林省、商工省)  
伯爵伊藤 文吉君  
有賀 光豐君  
瀧川 儀作君

第九九分科(農林省、商工省)  
伯爵伊藤 文吉君  
有賀 光豐君  
瀧川 儀作君

第九十分科(農林省、商工省)  
伯爵伊藤 文吉君  
有賀 光豐君  
瀧川 儀作君

第九一分科(農林省、商工省)  
伯爵伊藤 文吉君  
有賀 光豐君  
瀧川 儀作君

第九三分科(農林省、商工省)  
伯爵伊藤 文吉君  
有賀 光豐君  
瀧川 儀作君

第九四分科(農林省、商工省)  
伯爵伊藤 文吉君  
有賀 光豐君  
瀧川 儀作君

第九五分科(農林省、商工省)  
伯爵伊藤 文吉君  
有賀 光豐君  
瀧川 儀作君

第九六分科(農林省、商工省)  
伯爵伊藤 文吉君  
有賀 光豐君  
瀧川 儀作君

第九七分科(農林省、商工省)  
伯爵伊藤 文吉君  
有賀 光豐君  
瀧川 儀作君

第九八分科(農林省、商工省)  
伯爵伊藤 文吉君  
有賀 光豐君  
瀧川 儀作君

第九九分科(農林省、商工省)  
伯爵伊藤 文吉君  
有賀 光豐君  
瀧川 儀作君

第九十分科(農林省、商工省)  
伯爵伊藤 文吉君  
有賀 光豐君  
瀧川 儀作君

第九一分科(農林省、商工省)  
伯爵伊藤 文吉君  
有賀 光豐君  
瀧川 儀作君

第九三分科(農林省、商工省)  
伯爵伊藤 文吉君  
有賀 光豐君  
瀧川 儀作君

第九四分科(農林省、商工省)  
伯爵伊藤 文吉君  
有賀 光豐君  
瀧川 儀作君

第九五分科(農林省、商工省)  
伯爵伊藤 文吉君  
有賀 光豐君  
瀧川 儀作君

第九六分科(農林省、商工省)  
伯爵伊藤 文吉君  
有賀 光豐君  
瀧川 儀作君

同日委員長ヨリ左ノ報告書ヲ提出セリ 昭和十四年度歲入歲出總豫算追加案(第一號)可決報告書 同日内閣總理大臣ヨリ左ノ通第七十五回帝國議會政府委員仰付ラレタル旨ノ通牒ヲ受領セリ	司法省所管事務政府委員 司法省刑事局長 黒川 涉君 昨七日委員長ヨリ左ノ報告書ヲ提出セリ 請願文書表(第二回報告)	同日政府ヨリ左ノ議案ヲ提出セリ 大正十一年法律第五十二號中改正法律案 同日内閣總理大臣ヨリ左ノ通第七十五回帝國議會政府委員仰付ラレタル旨ノ通牒ヲ受領セリ	内務省所管事務政府委員 内務書記官 三好 重夫君 大藏省所管事務政府委員 大藏書記官 池田 勇人君 同 馬政局次長 石井英之助君 農林省所管事務政府委員 農林事務官 石井英之助君 同 馬政局次長 石本 寅三君 ○議長(伯爵松平賴壽君) 是ヨリ本日ノ會議ヲ開キマス、昨七日豫算委員候爵淺野長之君ヨリ、病氣ニ付委員辭任ノ申出ガゴザイマシタ、許可ヲ致シテ御異議ゴザイマセスカ 〔「異議ナシ」と呼フ者アリ〕	○議長(伯爵松平賴壽君) 御異議ナイト認ヌマス、大河内子爵 ○子爵大河内輝寿君 私ガ二月二日ノ本會議デ致シマシタ演説ノ中ニ、私ガ例ニ引イタモノガアル、其ノ例ニ引イタ言葉ガ、例ニハ過ギマセヌケレドモ、誤解ヲ招クヤウナ虞ガアルト自分デ考ヘマシタカラ、私ガサウ認メマシタノデ、ソレデ此ノ際、其ノ演説ノ中ノ、三十一頁ノ第四段ノ「東亞新秩序云々」「興亞云々」、斯ウ云フ言葉ハ取消ヲ致シマス	○議長(伯爵松平賴壽君) 議事日程變更ニ付御詔リ致シマス、日程第一ヲ最後ニ廻シ、日程第二以下順次議題ト爲スコトニ御異議ゴザイマセヌカ 〔「異議ナシ」と呼フ者アリ〕	○議長(伯爵松平賴壽君) 御異議ナイト認ヌマス	○議長(伯爵松平賴壽君) 日程第一、昭和十四年度歲入歲出總豫算追加案(第一號)會議、委員長報告 委員長井上子爵 〔左ノ提出文及法律案ハ朗讀ヲ經費ヲ計上致シタモノニアリマスルガ、昭和十四年度本豫算ニ計上致シマシタ軍事扶助費ハ、五千四百十餘萬圓ニアリマスル處、此ノ豫算定額ヲ以テシマシテハ不足ヲ告グルニ至リマンタノデ、昨年十月、二千二百七十萬圓ヲ第一豫備金ヨリ支出致シ、今回更ニ本年度内ノ所要見込額千九十七萬五千圓ヲ追加豫算トシテ計上致サレタモノニアリマス、此ノ財源ハ、昭和十四年度豫算實行上ニ於ケル歳出ノ節約ニ因リ生ズル所ノ、歳入超過額ノ内ヨリ充當シ得ルノデアリマシテ、歳入ノ追加豫算ハ特ニ之ヲ計上致サナイト云フ大藏大臣ノ説明ニアリマシタ、又厚生大臣ヨリハ、大藏大臣ノ説明ニ附加ヘラマシテ、此ノ經費ニ依ツテ出動軍人ノ家族遺族等ノ扶助ニ萬遺憾ナキヲ期スルト云フ説明ニアリマシタ、別ニ質疑モナク、申上げマシタ如ク滿場一致ヲ以テ可決シマシタ、此ノ段御報告申上ゲマス ○議長(伯爵松平賴壽君) 別ニ御發言モナクレバ、是ヨリ採決ヲ致シマス、本案全部	君ヨリ、去ル一日當議場ニ於テナサレタル同君ノ發言ニ付、一身上ノ辯明ヲ致シタイトノ申出ガゴザイマシタ、之ヲ許可スルコトニ御異議ゴザイマセヌカ 〔「異議ナシ」と呼フ者アリ〕	貴族院議長伯爵松平賴壽殿 ○議長(伯爵松平賴壽君) 只今議題トナリマシテ 〔子爵井上匡四郎君演壇ニ登ル〕	貴族院議長伯爵松平賴壽殿 ○議長(伯爵松平賴壽君) 御異議ナイト認ヌマス 〔「異議ナシ」と呼フ者アリ〕
昭和十五年一月六日 委員長 子爵井上匡四郎	○議長(伯爵松平賴壽君) 日程第三、委託又ハ郵便ニ依ル戸籍届出ニ關スル法律案、政府提出、第一讀會、木村司法大臣 〔左ノ提出文及法律案ハ朗讀ヲ經費ヲ計上致シタモノニアリマスルガ、昭和十四年度本豫算ニ計上致シマシタ軍事扶助費ハ、五千四百十餘萬圓ニアリマスル處、此ノ豫算定額ヲ以テシマシテハ不足ヲ告グルニ至リマンタノデ、昨年十月、二千二百七十萬圓ヲ第一豫備金ヨリ支出致シ、今回更ニ本年度内ノ所要見込額千九十七萬五千圓ヲ追加豫算トシテ計上致サレタモノニアリマス、此ノ財源ハ、昭和十四年度豫算實行上ニ於ケル歳出ノ節約ニ因リ生ズル所ノ、歳入超過額ノ内ヨリ充當シ得ルノデアリマシテ、歳入ノ追加豫算ハ特ニ之ヲ計上致サナイト云フ大藏大臣ノ説明ニアリマシタ、又厚生大臣ヨリハ、大藏大臣ノ説明ニ附加ヘラマシテ、此ノ經費ニ依ツテ出動軍人ノ家族遺族等ノ扶助ニ萬遺憾ナキヲ期スルト云フ説明ニアリマシタ、別ニ質疑モナク、申上げマシタ如ク滿場一致ヲ以テ可決シマシタ、此ノ段御報告申上ゲマス ○議長(伯爵松平賴壽君) 別ニ御發言モナクレバ、是ヨリ採決ヲ致シマス、本案全部	君ヨリ、去ル一日當議場ニ於テナサレタル同君ノ發言ニ付、一身上ノ辯明ヲ致シタイトノ申出ガゴザイマシタ、之ヲ許可スルコトニ御異議ゴザイマセヌカ 〔「異議ナシ」と呼フ者アリ〕	貴族院議長伯爵松平賴壽殿 ○議長(伯爵松平賴壽君) 只今議題トナリマシテ 〔子爵井上匡四郎君演壇ニ登ル〕	貴族院議長伯爵松平賴壽殿 ○議長(伯爵松平賴壽君) 御異議ナイト認ヌマス 〔「異議ナシ」と呼フ者アリ〕						
昭和十五年一月六日 委員長 子爵井上匡四郎	○議長(伯爵松平賴壽君) 日程第三、委託又ハ郵便ニ依ル戸籍届出ニ關スル法律案、政府提出、第一讀會、木村司法大臣 〔左ノ提出文及法律案ハ朗讀ヲ經費ヲ計上致シタモノニアリマスルガ、昭和十四年度本豫算ニ計上致シマシタ軍事扶助費ハ、五千四百十餘萬圓ニアリマスル處、此ノ豫算定額ヲ以テシマシテハ不足ヲ告グルニ至リマンタノデ、昨年十月、二千二百七十萬圓ヲ第一豫備金ヨリ支出致シ、今回更ニ本年度内ノ所要見込額千九十七萬五千圓ヲ追加豫算トシテ計上致サレタモノニアリマス、此ノ財源ハ、昭和十四年度豫算實行上ニ於ケル歳出ノ節約ニ因リ生ズル所ノ、歳入超過額ノ内ヨリ充當シ得ルノデアリマシテ、歳入ノ追加豫算ハ特ニ之ヲ計上致サナイト云フ大藏大臣ノ説明ニアリマシタ、又厚生大臣ヨリハ、大藏大臣ノ説明ニ附加ヘラマシテ、此ノ經費ニ依ツテ出動軍人ノ家族遺族等ノ扶助ニ萬遺憾ナキヲ期スルト云フ説明ニアリマシタ、別ニ質疑モナク、申上げマシタ如ク滿場一致ヲ以テ可決シマシタ、此ノ段御報告申上ゲマス ○議長(伯爵松平賴壽君) 別ニ御發言モナクレバ、是ヨリ採決ヲ致シマス、本案全部	君ヨリ、去ル一日當議場ニ於テナサレタル同君ノ發言ニ付、一身上ノ辯明ヲ致シタイトノ申出ガゴザイマシタ、之ヲ許可スルコトニ御異議ゴザイマセヌカ 〔「異議ナシ」と呼フ者アリ〕	貴族院議長伯爵松平賴壽殿 ○議長(伯爵松平賴壽君) 只今議題トナリマシテ 〔子爵井上匡四郎君演壇ニ登ル〕	貴族院議長伯爵松平賴壽殿 ○議長(伯爵松平賴壽君) 御異議ナイト認ヌマス 〔「異議ナシ」と呼フ者アリ〕						
右衆議院ヨリ受領シタル案ヲ審査シ衆議院議決案ノ通可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及報告候也	第一條 戸籍届出ノ委託ヲ爲シタル後届出人死亡シ其ノ死亡後其ノ委託ニ基キ届書ノ提出アリタル場合ニ於テハ屆出人ガ戰時又ハ事變ニ際シ戰鬪其ノ他ノ公務ニ從事シ自ラ戸籍ノ届出ヲ爲スコト困難ナルニ因リ其ノ委託ヲ爲シタルコトニ付裁判所ノ確認アリタルトキニ限リ戸籍更其ノ届書ヲ受理スルコトヲ得	前項ノ届書ニハ其ノ事由ヲ記載シ且前項ノ確認アリタルコトヲ證スル書面ヲ添附スルコトヲ要ス	第二條 前條第一項ノ確認ハ受託者ノ申立ニ依リ届出人ノ最後ノ住所地ヲ管轄スル區裁判所ニ於テ非訟事件手續法ニ	ラ問題ニ供シマス、委員長報告通り御異議ハゴザイマセヌカ 〔「異議ナシ」と呼フ者アリ〕	○議長(伯爵松平賴壽君) 日程第三、委託又ハ郵便ニ依ル戸籍届出ニ關スル法律案、政府提出、第一讀會、木村司法大臣 〔左ノ提出文及法律案ハ朗讀ヲ經費ヲ計上致シタモノニアリマスルガ、昭和十四年度本豫算ニ計上致シマシタ軍事扶助費ハ、五千四百十餘萬圓ニアリマスル處、此ノ豫算定額ヲ以テシマシテハ不足ヲ告グルニ至リマンタノデ、昨年十月、二千二百七十萬圓ヲ第一豫備金ヨリ支出致シ、今回更ニ本年度内ノ所要見込額千九十七萬五千圓ヲ追加豫算トシテ計上致サレタモノニアリマス、此ノ財源ハ、昭和十四年度豫算實行上ニ於ケル歳出ノ節約ニ因リ生ズル所ノ、歳入超過額ノ内ヨリ充當シ得ルノデアリマシテ、歳入ノ追加豫算ハ特ニ之ヲ計上致サナイト云フ大藏大臣ノ説明ニアリマシタ、又厚生大臣ヨリハ、大藏大臣ノ説明ニ附加ヘラマシテ、此ノ經費ニ依ツテ出動軍人ノ家族遺族等ノ扶助ニ萬遺憾ナキヲ期スルト云フ説明ニアリマシタ、別ニ質疑モナク、申上げマシタ如ク滿場一致ヲ以テ可決シマシタ、此ノ段御報告申上ゲマス ○議長(伯爵松平賴壽君) 別ニ御發言モナクレバ、是ヨリ採決ヲ致シマス、本案全部	ラ問題ニ供シマス、委員長報告通り御異議ハゴザイマセヌカ 〔「異議ナシ」と呼フ者アリ〕	○議長(伯爵松平賴壽君) 日程第三、委託又ハ郵便ニ依ル戸籍届出ニ關スル法律案、政府提出、第一讀會、木村司法大臣 〔左ノ提出文及法律案ハ朗讀ヲ經費ヲ計上致シタモノニアリマスルガ、昭和十四年度本豫算ニ計上致シマシタ軍事扶助費ハ、五千四百十餘萬圓ニアリマスル處、此ノ豫算定額ヲ以テシマシテハ不足ヲ告グルニ至リマンタノデ、昨年十月、二千二百七十萬圓ヲ第一豫備金ヨリ支出致シ、今回更ニ本年度内ノ所要見込額千九十七萬五千圓ヲ追加豫算トシテ計上致サレタモノニアリマス、此ノ財源ハ、昭和十四年度豫算實行上ニ於ケル歳出ノ節約ニ因リ生ズル所ノ、歳入超過額ノ内ヨリ充當シ得ルノデアリマシテ、歳入ノ追加豫算ハ特ニ之ヲ計上致サナイト云フ大藏大臣ノ説明ニアリマシタ、又厚生大臣ヨリハ、大藏大臣ノ説明ニ附加ヘラマシテ、此ノ經費ニ依ツテ出動軍人ノ家族遺族等ノ扶助ニ萬遺憾ナキヲ期スルト云フ説明ニアリマシタ、別ニ質疑モナク、申上げマシタ如ク滿場一致ヲ以テ可決シマシタ、此ノ段御報告申上ゲマス ○議長(伯爵松平賴壽君) 別ニ御發言モナクレバ、是ヨリ採決ヲ致シマス、本案全部	ラ問題ニ供シマス、委員長報告通り御異議ハゴザイマセヌカ 〔「異議ナシ」と呼フ者アリ〕		

依リ之ヲ爲ス

前項ノ申立ヲ却下シタル裁判ニ對シテ  
ハ利害關係人モ亦抗告ヲ爲スコトヲ得

第三條 第一條ノ規定ニ依ル届書ノ受理  
アリタルトキハ届出人ノ死亡ノ時ニ届

出アリタルモノト看做ス

第四條 届出入ノ生存中郵送シタル戸籍

ノ届書ハ其ノ死亡後ニ於テ戸籍吏之  
ヲ受理スルコトヲ得

前條ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

#### 附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム  
本法施行前届出人ノ死亡後委託ニ依ル戸

籍ノ届出ノ受理セラレタルモノアル場合  
ニ於テハ本法施行後利害關係人ハ其ノ委

託ニ付裁判所ニ確認ノ申立ヲ爲スコトヲ

得此ノ場合ニ於テハ第二條及第三條ノ規

定ヲ準用ス

裁判所前項ノ確認ノ申立ヲ却下シタルト

キハ遲滯ナク届出事件ノ本人ノ本籍地ノ  
戸籍吏ニ其ノ旨ヲ通知スルコトヲ要ス此

ノ場合ニ於テハ戸籍法第三十九條第一項  
及第二項ノ規定ヲ準用ス

第四條第二項ノ規定ハ届出人ノ生存中郵  
送シタル戸籍ノ届書方本法施行前届出人  
ノ死亡後受理セラレタル場合ニモ之ヲ適  
用ス

（國務大臣木村尙達君演壇ニ登ル）

○國務大臣（木村尙達君）只今議題トナリ  
マシタ委託又ハ郵便ニ依ル戸籍届出ニ關ス  
ル法律案ニ付キマシテ、提案ノ趣旨ヲ御説

明申上ゲマス、今回ノ事變ニ際シマシテ、  
戰鬪其ノ他公務ニ從事致シマスル者ガ、自  
ラ戸籍ノ届出ヲ爲スコトガ困難デアリマス  
爲メ、此ノ戸籍ノ届出ヲ他人ニ委託スル事

例ガ妙クナオノデアリマス、斯カル場合ニ

於キマシテハ、其ノ者ガ不幸護國ノ英靈下  
ナリマシタル後ニ於キマシテモ、其ノ委託

ニ基キマシテ有效ニ戸籍ノ届出ヲ爲シ得ル  
モノトスルコトガ、諸般ノ關係ニ於テ極メ

テ必要ナルコトハ申ス迄モナイト存ズルノ  
デアリマス、然ルニ斯カル届出ノ效力ニ付

キマシテハ、現行法ノ下ニ於テハ解釋上全  
然疑義ガナイトハ申サレナインデアリマス、  
且其ノ委託ノアリマシタル事實ガ眞實ニア

ルヤ否ヤヲ審査スル規定ガ、現行法ニ全ク  
缺如シテ居ルノデアリマス、從チ是等ノ點

ニ關スル規定ヲ整備致シマスルト共ニ、尙

一般ニ届出人ノ郵送シタル戸籍ノ届書ガ、  
其ノ届出人ノ死亡後ニ受理セラレマシタ場

合ニ於キマスル届出ノ效力ニ付キマシテモ、  
現行法ノ規定ガ十分デアリマセヌカラ、此

ノ點ヲ明カニスル必要ガアルト存ズルノデ  
アリマス、是ガ本案ヲ提出致シマシタ所以

デアリマス、何卒十分御審議ノ上、原案ニ  
對シ御協賛ヲ與ヘラレムコトヲ切望スル次  
第ニアリマス

昭和九年法律第四十五號中改正法律案  
右

○議長（伯爵松平賴壽君） 日程第五、昭和  
九年法律第四十五號中改正法律案、政府提  
出、第一讀會、櫻内大藏大臣

勅旨ヲ奉ジ帝國議會ニ提出ス

昭和十五年二月三日

内閣總理大臣

米内 光政

外務大臣 有田 八郎

農林大臣 島田 俊雄

大藏大臣 樺内 幸雄

拓務大臣 小磯 國昭

商工大臣 藤原銀次郎

○議長（伯爵松平賴壽君） 過半數ト認メマ  
ス、特別委員ノ氏名ヲ書記官ヲシテ朗讀ヲ  
致サセマス

（小林書記官朗讀）

委託又ハ郵便ニ依ル戸籍届出ニ關スル  
法律案特別委員

侯爵井上 三郎君 子爵秋月 種英君

入江 貫一君 男爵渡邊 汀君

黒崎 定三君 男爵奥田 剛郎君

山隈 康君 岩田 宙造君

山上 岩二君

（起立者多數）

○議長（伯爵松平賴壽君） 只今議題トナリマシタ  
特別委員ノ選舉ニ付テハ、本會期中ヲ通ジ特  
別ノ場合ヲ除キ、其ノ特別委員ノ數ヲ九名ト  
シ、其ノ委員ノ指名ヲ議長ニ一任スルノ動  
議ヲ提出致シマス

○子爵秋田重季君 贊成

○議長（伯爵松平賴壽君） 戸澤子爵ノ動議  
ニ賛成ノ諸君ノ起立ヲ願ヒマス

（起立者多數）

○子爵秋田重季君 贊成

○議長（伯爵松平賴壽君） 別ニ御質疑ガ  
ニ賛成ノ諸君ノ起立ヲ願ヒマス

（國務大臣木村尙達君演壇ニ登ル）

○國務大臣（木村尙達君） 只今議題トナリ

マシタ昭和九年法律第四十五號中改正法律案  
案ニ付、提出ノ理由ヲ説明致シマス、御承  
知ノ通り、昭和九年法律第四十五號ト申シ  
テアリマス、貿易調整及通商擁護ニ關スル法  
律デアリマス、政府ハ曩ニ昭和九年當時ニ  
於ケル各國ノ通商政策ノ狀況ニ鑑ミマ  
シテ、各國ノ執リ又ハ執ラムトスル措置ニ對  
應シテ、我ガ方ニ於テ機ニ臨ミ變ニ應ジ、勅  
令ヲ以テ輸入税ヲ増減シ、又ハ貨物ノ輸出  
入ノ禁止若クハ制限ヲ爲シ得ルヤウナ制度  
ヲ設クリノ必要ヲ認メマシテ、第六十五回  
帝國議會ニ右ノ法律ヲ提案シ御協賛ヲ得タ  
ノデアリマス、其ノ後第六十九回帝國議會  
ニ於キマシテ本法ノ改正法律ヲ提案シ、施  
行期間ノ三年ヲ六年ニ改正シ今日ニ至タ  
次第ニアリマス、然ルニ改正法律ノ施行期  
間モ、昭和十五年四月三十日迄トナッテ居  
ノデアリマスルガ、現下ノ國際通商情勢ヲ  
見マスルニ、本法立法當時ニ比シ經濟「ブ  
ロック」形形成ノ思想ハ何等減退スルコトナキ  
ノミナラズ、支那事變ニ對スル帝國ノ眞意  
ヲ誤解スル點ヨリシテ、或ハ歐洲戰亂勃發  
ニ伴フ自衛的見地ヨリシテ、世界各國ハ本  
邦ニ對シ何時如何ナル經濟上ノ措置ヲ執ル  
ヤモ測ラレザルノ現狀ニ在リマスノデ、此  
ノ際本法ノ施行期間ヲ更ニ三年間延長シ、  
以テ我國ノ貿易ノ調整及通商ノ擁護ニ資  
スル必要ガアリト認ムルノデアリマス、右  
ノ趣旨ニ基キマシテ本改正案ヲ提出致シタ  
次第ニアリマス、何卒御審議ノ上速カニ御  
協賛ヲ與ヘラレムコトヲ希望致シマス

○議長（伯爵松平賴壽君） 別ニ御質疑ガ  
ニ賛成ノ諸君ノ起立ヲ願ヒマス

（國務大臣櫻内幸雄君演壇ニ登ル）

○國務大臣（櫻内幸雄君） 只今議題トナリ

〔小林書記官朗讀〕  
昭和九年法律第四十五號中改正法律案

特別委員

公爵山縣 有道君 子爵綱小路 護君

内田 重成君 男爵高崎 弓彥君

男爵伊江 朝助君 今井 五介君

江口 定條君 橋本辰二郎君

平沼 亮三君

○議長(伯爵松平頼壽君) 日程第七、裝蹄  
師法案、政府提出、第一讀會、島田農林大臣

右  
装蹄師法案

勅旨ヲ奉ジ帝國議會ニ提出ス

昭和十五年二月三日

農林大臣 米内 光政

内閣總理大臣 島田 俊雄

農林大臣

米内

光政

島田

俊雄

右

装蹄師法案

第一條 裝蹄師タラントスル者ハ主務大  
臣ノ免許ヲ受ケ装蹄師名簿ニ登録ヲ受

クベシ

装蹄師ノ免許ヲ受クルニハ左ノ各號ノ  
ニ該當スル資格ヲ有スルコトヲ要ス

一 裝蹄師試験ニ合格シタル者

二 獸醫師タル者又ハ獸醫師ノ免許ヲ  
受クル資格ヲ有スル者

三 陸軍部隊ニ於テ削蹄及装蹄ニ關ス  
ル學理及技術ヲ修メ其ノ卒業證書ヲ

有スル者

四 實業學校又ハ實業專門學校ニ於テ  
命令ノ定ムル所ニ依リ削蹄及装蹄ニ  
關スル學理及技術ヲ修メ之ヲ卒業シ

タル者

五 外國ニ於テ削蹄及装蹄ニ關スル學  
理及技術ヲ修タル者ニシテ命令ヲ  
以テ定ムルモノ第一項ノ登録及前項  
第一號ノ装蹄師試験ニ關スル事項ハ  
スル者ニ對シテハ装蹄師ノ免許ヲ爲ス  
コトヲ得ズ  
一 六年ノ懲役又ハ禁錮以上ノ刑ニ處  
セラレタル者  
二 禁治產者又ハ準禁治產者  
三 精神病者、聾者又ハ盲者

第三條 主務大臣ハ左ノ各號ノ一一該當

スル者ニ對シテハ装蹄師ノ免許ヲ爲サ  
ザルコトヲ得

一 六年未滿ノ懲役又ハ禁錮ノ刑ニ處  
セラレタル者

一 削蹄又ハ装蹄ニ關シ罰金ノ刑ニ處  
セラレ又ハ不正ノ行爲アリタル者

一 裝蹄師ニ非ザレバ馬ノ削蹄若ハ  
装蹄又ハ牛ノ装蹄ヲ業務ト爲スコトヲ  
得ズ

第五條 開業ノ装蹄師ハ馬ノ削蹄若ハ装  
蹄又ハ牛ノ装蹄ノ需アル場合ニ於テ正  
當ノ事由ナクシテ之ヲ拒ムコトヲ得ズ

第六條 裝蹄師ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ  
道府縣装蹄師會ヲ設立スベシ

道府縣装蹄師會ハ日本装蹄師會ヲ設立

スルコトヲ得

第七條 道府縣装蹄師會及日本装蹄師會ハ法人  
トス

道府縣装蹄師會ハ日本装蹄師會ノ會員

第十條 左ノ各號ノ一一該當スル者ハ三  
百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

一 第四條ノ規定ニ違反シタル者

一 第四條ノ規定ニ違反シタル者

一 第四條ノ規定ニ違反シタルモノ

ハ百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

トシ勅令ノ定ムル所ニ依リ削蹄及装蹄ニ  
關スル技術ヲ改良發達ヲ圖ルヲ以テ

目的トス

道府縣装蹄師會ハ道府縣ヲ、日本装蹄  
師會ハ内地ヲ區域トス

特別ノ事情アルトキハ道府縣装蹄師會  
ハ二以上ノ道府縣ヲ區域トスルコトヲ  
得

スペキ收入ニ關シ民事訴訟ヲ提起スル  
コトヲ得

第七條 本法ニ規定スルモノノ外道府縣  
装蹄師會及日本装蹄師會ニ關シ必要ナ  
ル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第九條 裝蹄師第二條各號ノ一一該當ス  
ルトキハ主務大臣ハ其ノ免許ヲ取消ス  
ベシ

第八條 本法ニ規定スルモノノ外道府縣  
装蹄師會及日本装蹄師會ニ關シ必要ナ  
ル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

國務大臣(島田俊雄君) 只今議題トナリ  
マシタ装蹄師法案ニ付キマシテ提出ノ理由  
ヲ申述べマス、有能馬ノ維持造成ト云フコ  
トニ付キマシテハ、蹄ノ保護ト云フコトニ  
俟ツコトノ極メテ多イコトハ、今更申上ゲ  
ル迄モナインデアリマス、殊ニ現下ノ時局ニ  
於キマシテ、一層其ノ必要ヲ感スル次第デ  
アリマス、然ルニ專ラ削蹄及装蹄ヲ業トス  
ル者ニ付キマシテハ、明治二十三年法律第  
三十一號踏鐵工免許規則ト云フモノガアリ  
マスガ、同規則ハ制定以來既ニ五十年ヲ經  
過致シテ居リマシテ、現時ノ情勢ニ副ハザ  
ルモノガアリマスノデ、新タニ装蹄師法ヲ  
制定スルノ必要ガアルト認ヌマシテ、右ニ  
關シ過般馬政調査會ニ對シテ諮詢ヲ致シマ  
シテ、其ノ答申ニ基キ立案ヲ致シタルノデア  
リマス、其ノ内容ハ、装蹄師ノ免許ノ資格  
及條件ノ設定、業務ノ範圍ノ確立、尙装蹄  
師會ノ設立等ニ付キマシテ規定セムトスル  
モノニアリマス、何卒御審議ノ上速力ニ御  
協賛ヲ與ヘラレムコトヲ希望致シマス  
○議長(伯爵松平頼壽君) 別ニ御質疑ガナ  
ケレバ、本案ノ特別委員ノ氏名ヲ朗讀致サ  
セマス

〔丸龜書記官朗讀〕

装蹄師法案特別委員

侯爵四條 隆徳君 子爵米津 政賢君

子爵植村 家治君 大島 健一君

装蹄師名簿ニ登録ヲ受ケタル者ト看做  
ス  
本法施行前三踏鐵工免許規則ノ罰則ヲ適  
用スベキ行爲アリタルトキハ本法施行ノ  
後ト雖モ仍其ノ罰則ヲ適用ス

後ト雖モ仍其ノ罰則ヲ適用ス

〔國務大臣島田俊雄君演壇ニ登ル〕

松村眞一郎君 男爵岩村 一木君  
中村純九郎君 大蔵 守治君  
佐藤助九郎君

○議長（伯爵松平頼壽君） 日程第一、國務大臣ノ演説ニ關スル件、松井茂君、御登壇ヲ願ヒマス

〔松井茂君演壇ニ登ル〕

○松井茂君 内務大臣ニ事變下ノ治安工作問題ニ付キマシテ御質問ヲ申上ゲテ見タイト存ジマス、先づ第一ニ伺テ見タイト存ジマスルノハ、治安問題ニ對スル私共ノ心構デアリマス、治安問題ハ、目下經濟問題、外交問題、國防問題ガ、事變下ト致シ立致シマシテ此ノ治安ノ問題ハ、一日モ黙視シ能ハザル事變下ニ於テ、又和平後ニ於キマシテ、今カラ能ク國策ヲ講ジテ置クニ非ズンバ、悔ヲ百歳ニ貽シマスル容易ナリマス、然ルニ内閣が度々更迭致シマシテ、イマス、故ニ治安ノ問題ハ、唯官憲ノ内輪ダケノ問題デハ斷ジテチノイノデアリマシテ、汎ク國民全體ヲ背景ト致シ、又有ラユル方面ヲ能ク檢討致シマシテ、國策上カラ是ハ能ク見ナケレバナラスト存ズルノデアリマス、然ルニ内閣が度々更迭致シマシテ、首相ヲ首メ下、下級官憲ニ至ル迄、將來ノ國策事務ハ頗ル煩繁デアリマシテ、其ノ性質ガ動モスレバ其ノ日暮シニ相成リマシテ、首相ヲ首メ下、下級官憲ニ至ル迄、將來ノ國策ヲ講ズルト云フコトニ付キマシテ、動モスレバソレナリニナリマシテ、事ガ起シテ頗る狼狽スルト云フ弊ガ非常ニ多イノデアリマス、此ノ意味ニ於テ首相首メ内閣諸

公ハ、各種ノ問題ニ、殊ニ此ノ時節柄關係ヲ持チマスル以上ニハ、國策ト云フ見地カラ十二分ニ御検討アツテ然ルベキモノデ、ハナイカ、斯ウ云フコトニ對シテノ御考ヲ先づ以テ承リタイノデアリマス、次ニハ此ノ我ガ國ノ警察ト云フコトガ、他ノ國ト比ベマシテドウ云フ點ニ特色ガアルカト云フコトガ、此ノ治安ノ問題ヲ探究致ス上ニ於テノ根本問題デアラテウト存ジマスカラ、質問ヲ致スニ先ダチマシテ私ノ心構ヲ一應申上げ、又内務大臣ノ之ニ對スル御高見ヲ承ルコトモ必要デハアルマイカト存ズルノデアリマス、或ヘ國ニ依リマシテハ、

權力本位ヲ以テ立ツ所ノ警察ノ種類モゴザイマセウシ、或ハ公僕主義ノコトモ澤山アルノデアリマス、之ニ反シテ我ガ國ハ、他ノ行政モ同様デモゴザイマセウガ、皇道的警察ト云フコトガ根本デアラネバナリマセヌ、從ツテ國體ヲ擁護者ト云フコトニ對シテ、非常ナル責任ヲ持ツノハ言フ迄モナイノデアリマス、更ニ又此ノ皇道的警察官ト云フ者ハ、ドウ云ア工合ニ慟かナケレバナラヌカト言ヘバ、第一ニ德義的ト云フコトガ非常ニ必要ナルコトデアリマシテ、我ガ國ハ法政國家デハナイノデアリマス、德ヲ樹ツル深厚ノ德治國家デアル、然ラバ軍隊デモ、又司法デモ同様デアリマセウト思ヒマスルガ、警察ハ此ノ道德ヲ維持スル手段ノ爲ニアルノデアル、根本問題ハ道德デアル、教化立國デアル、我ガ國ハ是ハ他所ノ國ト餘程趣ヲ異ニ致スノデアリマスルカラ、茲ニヤナリマセヌト同時ニ警察モ強クナクチヤマセヌ、根本ハ同ジコトデアリマセウガ、モノノ直接ノ性質ハ權力ヲ持スル役デアリジテ宗教家や教育家ノ如キモノデハガザイマセヌ、現ニ朝鮮ノ如キハゾヴィエトト國ニ五ニ傳染病ノ如クニ波及ヲ及スノデアリマス、現ニ朝鮮ノ如キハゾヴィエトト國テ關聯フシテ居ルノハ今更申上ゲル迄モナインデアリマス、殊ニ東亞トカ、列國トカ云フ方面カラ申サウナレバ、防共ノ問題ヲ云フモノハ、互ニ治安ヲ維持スル上ニ於テ持ツテ居ル所ノ防共協會ヲ作ッテ、警務局長自ラガ障頭ニ立ツテ會長トナツテ居ル、蓋シ防共トカ防諜トカ云フ問題ハ、官憲グケデ出来ル問題デハゴザイマセヌ、非常ニ錯雜混亂ヲ極メテ居ル、從ツテ歐洲ニ於キマシテモ、第一次ノ歐洲戰爭以後ト云フモノナクチヤナラヌ、剛健ナル性質ヲ持タネバナラヌ、斯クノ如キ要素ノ下ニ、茲ニ皇道

立脚シ、又一億國民ノ眞ノ保護者タル所ノ頭ガナクテハナラナイノデアル、我ガ國ノ警察ハ世界ニ於テ頗ル卓越ノ譽ヲ得テ居ルノデアリマス、軍隊、鐵道ヲ下ト竝ビ立チマジテ、殊ニ日本ノ警察ハ非常ニ統一的デアル、畫一ハイケマセヌガ統一ハ非常ニ必要デアル、是ハ他ノ國ト餘程趣ヲ異ニシテ居ル、殊ニ維新以來、我ガ先輩ハ此ノ廉恥ト云フコトヲ此ノ社會ニ非常ニ入レ込マシタノデ、廉恥心ト云フコトニ非常ニ富ンデ居ル、兎ニ角道義的デアツテ而シテ民衆的デアル、深切デナクチヤナラナイ、然ルニ唯缺點ハ、動モスレバ傲慢チ點ガアルトスウ一般カラ批評サレテ居ル、是ハ警察官モ惡イガ、民衆モ惡イノデアリマス、併シ此ノ苟モ國家國民ニ關係ノアル警察官ト致シテハ、斷ジテ懶慢デアツテハナラヌ、大イニ日本警察官ハ此ノ點ニ於テ反省シナケレバナラヌ、世界ガ最モ第一ニ深切ナル警察官ニナラネバナラスト云フコトガ、所謂民衆的デアラト存ジマス、併シ警察官ハ断

行機無線電話ナドノ盛ニナリタル時代ニ於キマシテ、犯罪ニ國境無ジト云フ金言ガ昔治安ノ問題モ是ト同様デアル、此ノ三者ハ問題、更ニ外交ノ國際的ノ方面、此ノ三方面ニ立脚シテ居ラレバウデアリマスガ、ノコト、又事變處理トシテ東亞ノ新秩序ノアリマス、米内内閣ハ、第一ニハ此ノ國內シテ此ノ治安ノ問題ハ解決ハ出來ナイノデマジテ、其ノ次ノ心構ハ、時代ガ時代デゴザイマセカラ、是カラ愈々内地的グケニ齧離テ最モ必要デハアルマイカト思フノデアリテ未来永劫ニ世界ニ冠タル素質ヲ持ツテ居ルモノデアリマスカラ、之ヲ國民ト共ニ其ノ方面ニシ向ケルト云フコトガ、國策上トシテ立脚シ、又一億國民ノ眞ノ保護者タル所ノ頭ガナクテハナラナイノデアル、我ガ國ノ警察官タル者ハ、實ニ此ノ道義ニモコトガ、我ガ國ノ特色デハアルマイカト思フノデアリマス、私ハ斯ウ云フ見地カラ、所ノ日本警察官所ノ日本警察官タル者ハ、實ニ此ノ道義ニモコトガ、我ガ國ノ特色デハアルマイカト思フノデアリ

ニ非常ニ發展ヲ致シテ居ルト云フ現状デアッテ、今回ノ戰争ニ於テモ此ノ防諺問題ト云フモノハ、最モ重大視セラレテ居ルト云フコトハ今更申上ゲル迄モアリマセヌ、處ガ此ノ防諺ナント云フコトハ、我ガ國ハ地域ノ關係デ外國ヨリハ餘程下手ナンデアリマス、外事警察ナドト云フコトハ……、併シ時代ノ要求ハ急轉直下致シマシテ、防諺組合ヲ民間ノ力ヲ借りテ我ガ國ニ於テモ盛ニ行ハレテ居リマシテ、又防諺展覽會ノヤウナモノ、昨年モ函館ニ參リマシタガ、函館デ一週間小學校や中等學校ノ生徒ノ防諺ニ關係スル所ノ圖畫ノ展覽會ヲヤリマシテ一日ニ二萬人モ縱覽者ガアルト云フヤウナ譯デアリマス、單リ函館バカリデハアリマセヌ、斯クノ如クニ防諺組合ナドト云フモノガ現ニ出來テ居ルノデアリマス、斯ウ云フヤウナ點カラシテモ、將來列國竝東亞ノ治安問題ト云フコトヲ内地ト結び附ケマシテ、非常ニ考ヘテ置カケレバナラヌノハ餘リニ分リキッタ問題ダラウト存ジマス、更ニ國內ノ治安ノ問題デアリマスルガ、是ハ申上ゲレバ限リハゴザイマセヌガ、無論内務大臣ハ御職責上十二分ニハ御承知デゴザイマセウガ、話ノ順序トシテ一言スルコトヲ御許シ願ヒタイ、例ヘバ經濟警察ノ問題デアリマスガ、是迄經濟ナドハ警察ガヤルベキモノデハナカツタノデアル、然ルニ今ヤ外ニヤル者ガナイ、ドウシテモ此ノ警察方商工省ナドガ餘程シッカリ致ジマセスト、後ノ側杖ハ皆警察ニヤッテ來ル、茲ニ於テ是ガ徒ニ怨府ニナル、是ハ當然過ギル問題デアル、ソコデ能ク經濟警察ナシゾハ、此ノ上

ナガラ餘程本元ノ本省モシッカリナサラナケレバナラナイ、米ノ問題、又薪炭ノ配給迄警察官ガヤリツ、アルノハ御承知ノ通リデアリマス、而シテ經濟問題ハナカノムヅカシイ、此ノコトヲ能クノ頭へ入レナケレバ、到底圓滿ナル解決ハ出來ナイノハ申上ゲル迄モナインデアリマス、此ノ爲ニ殆ド警察官ハ、幹部ナドハ徹夜迄致シタノデアリマス、脇デ見ル目モ氣ノ毒デアルト云フ實情ヲ呈シタノデアリマス、ソコデ此ノ問題ノ如キモ餘程……「シヤハト」ガ「ドイツ」デ大藏大臣ノ時代ニ色々ノ經濟委員會ナンカヲ作ラレタ場合ニ、初メハ經濟委員會モ不慣レデアッタカモ知レマセヌガ、民間ヲ本ニシテノ委員會デアリマスノデ、非常ニ要領ヲ得テ居ル、ソコデ委員會ガ一致シテ、經濟警察ガシッカリヤッテ貫ヒタイト、國民ノ輿論ヲ以テノ經濟警察デアリマスルカラ經済警察ハ大變ヤリ易イ、茲ニ餘程上下一致致シマシテ經濟警察ノ完成ヲ圖ルト云フコトガ、今日非常ニ急務ナンデアル、此ノ教養訓練ヲ初メトシテ、是ダケガモウ此ノ事變下ニ於テ實ニ想像以上ニ必要デアルト云フコトニ對シテ最モ感ヲ深クスルノデアリマス、更ニ防諺問題ヤ、外事警察ノコトハ、只今申上ゲタヤウナ狀況デアル、又犯罪ノヤウナ如キモ、事變下ニ即シタ犯罪ガ種々アル、非常ナル注意ヲ要シマス、全體國民精神ノ作興ノ今日ノ時代ニ於テ、犯罪ハ非常ニ減ラナケレバナラヌニモ拘ラズ、犯罪ガ割合ニ減ラナイ、事變ノ始ツタ時ニハ、一割半位ハ減タト云フコトガ大分唱ヘラレタノデアリマス、處ニ依リマシテハサウ云フ處モナイデハナイガ、併シ一昨年ナドノ調ニ依リマスルト、實際ハ五分位シカ減ッ

テ居ナイ、而モ近來ハ犯罪ガ少クナイ、又昨年ノ如キハ誠ニ殺人ナンゾノ、戰時下ニアルカラノ警察官ハ豫防警察官デアラネバナラヌ、衛生ノ問題デモ、犯罪デモ、犯罪豫防ト云フコトニ付テ、防犯ト云フ問題ヲ、只今ハ内務當局モ非常ニ御獎勵ニナッテ居ル、是ハ當然過ギル問題デアル、矢張リシマセヌ、其ノ他風俗ノ問題、又衛生ノ問題、體育ト竝ビ立ツテ殆ド舉ガテ算フベカラザルモノガアリマス、斯ク警察ノ分野ハ各方面ニ亘リマシテ、而シテ昔ノ警察ト違ヒマシテ非常ニ頭ガ要ル時代ニ相成リマシテ、殊ニ各省大臣トノ關係ガ非常ニ密接ト相成リマシテ、厚生大臣ノ方ノ方面ノ社會事業トノ關係ナンゾハ最モ多イノデアリマス、斯ウ云フヤウナ點カラシテ、私ハ事變下ノ國內警察ト云フモノハ、餘程今カラ見直シテ置カケレバナラヌト云フコトヲ心構トシテ持シテ居ル次第ナノデアリマス、ソコデ私ハ其ノ次ニハ溌洲ノ警察官竝ニ支那ノ警察官ヲ養成スル問題デアリマス、是亦非常ニ三國間ノ結付ケヲ好クスルノデアル、外務省ノ文化事業部ニ於キマシテハ此ノ點ニ著眼サレマシテ、夙ニ溌洲及支那ノ警察官ヲ御養成ニナッテ居リマス、併シ今日ノ時代トシテハ頗ル貧弱デアリマス、此ノ時代トシテハ頗ル貧弱デアリマス、此ノ養成ハ、内務大臣ノ御管轄ニナッテ居ル所ノ警察ノ教育機關デ養成ヲシテ居リマス、前ノ七十四帝國議會ノ豫算委員會ニ於テ有田外務大臣ニモ希望ヲ申述べタノデアリマス、モット外務省ハ此ノ方面ニ力ヲ御添ヘニアルコトヲ申シタノデアリマス、冀クハ内務大臣ニ於カレマシテモ、此ノ方面ニ對シテ非常ニ御盡力ニナルコトヲ希望致スノデアリマス、更ニ又内務省ハ兎角是迄、内務

トハ、風俗慣習ヲ知ルニハ、矢張リ警察方一番民衆ニ直面シテ居ルノデアリマス、ソレデ互ニ相關聯シヨウデヤナイカト云フレデ朝鮮デモ支那デモ、昔カラ餘程サウ云フコトニ對シテ、東洋ヲ打ッテ一丸トシテ、アリマス、而シテ經濟問題ハナカノムヅカシイ、此ノコトヲ能クノ頭へ入レナケレバ、到底圓滿ナル解決ハ出來ナイノハ申上ゲル迄モナインデアリマス、此ノ爲ニ殆ド警察官ハ、幹部ナドハ徹夜迄致シタノデアリマス、脇デ見ル目モ氣ノ毒デアルト云フ實情ヲ呈シタノデアリマス、ソコデ此ノ問題ノ如キモ餘程……「シヤハト」ガ「ドイツ」デ大藏大臣ノ時代ニ色々ノ經濟委員會ナンカヲ作ラレタ場合ニ、初メハ經濟委員會モ不慣レデアッタカモ知レマセヌガ、民間ヲ本ニシテノ委員會デアリマスノデ、非常ニ要領ヲ得テ居ル、ソコデ委員會ガ一致シテ、經濟警察ガシッカリヤッテ貫ヒタイト、國民ノ輿論ヲ以テノ經濟警察デアリマスルカラ經済警察ハ大變ヤリ易イ、茲ニ餘程上下一致致シマシテ經濟警察ノ完成ヲ圖ルト云フコトガ、今日非常ニ急務ナンデアル、此ノ教養訓練ヲ初メトシテ、是ダケガモウ此ノ事變下ニ於テ實ニ想像以上ニ必要デアルト云フコトニ對シテ最モ感ヲ深クスルノデアリマス、更ニ防諺問題ヤ、外事警察ノコトハ、只今申上ゲタヤウナ狀況デアル、又犯罪ノヤウナ如キモ、事變下ニ即シタ犯罪ガ種々アル、非常ナル注意ヲ要シマス、全體國民精神ノ作興ノ今日ノ時代ニ於テ、犯罪ハ非常ニ減ラナケレバナラヌニモ拘ラズ、犯罪ガ割合ニ減ラナイ、事變ノ始ツタ時ニハ、一割半位ハ減タト云フコトガ大分唱ヘラレタノデアリマス、處ニ依リマシテハサウ云フ處モナイデハナイガ、併シ一昨年ナドノ調ニ依リマスルト、實際ハ五分位シカ減ッ

省ニ限ラヌカモ知レマセヌガ、私ノ知ツテ居ル範圍内ニ於テノ内務省ハ滿洲ニ參リマシタリ朝鮮ニ參リマシテ、又歸ツタリスル所ノ官吏ニ對シテハ、餘リ優遇シナイヤウニ見エマス、「イギリス」ナドハ殖民地ノ官吏ニナレバ餘程之ヲ優待スル、是カラノ時代ハ、日本ノ官吏ハ度々向ノ地ニ行キ、又コツチニモ歸リ、云フヤウニシテ獎勵スルト云フコトガ矢張リ此ノ内地ヲ發達サセル所以ナノデアリマス、現内務大臣、現内務次官ハ、サウ云フ方面ニ於テハ造詣ガ深イ、必ズヤ斯ウ云フ點ニ於テハ深ク思フ致サレルコトト確信致スノデアリマスガ、左様ニコチラカラ有爲ノ人間ヲ……満洲ヤ或ハ支那ナドハ是カラ援助シナケレバナラヌ、相當ノ時ニハコツチニモ歸シマセウ、ト云フヤウニサレマシテヤラレタナラバ、内地ノ色々行政上ニモ向上發展スルコトト思フノデアリマス、是亦併セテ自分ノ意見ヲ申述ベルト同時ニ、御高見ノ在ル所ヲ承リタイト思フノデアリマス、更ニ國際關係トシテノ治安問題デアリマスガ、防共問題ハ、先般モ首相ニ事重大デアルカラ御質問申上ゲマシタ如ク、我ガ國ノ如キ世界ニ比類ノ無イ國體ヲ持テ居ルモノハ、世界ニ率先进シテ此ノ防共問題ノ如キハ呼聲ヲ擧ゲナケレバナラナイ、又實行シナケレバナラナイ、之ニ對シマシテモウ首相カラ御返事ガゴザイマシタカラ蛇足ノヤウデゴザイマスルガ、事ハ内務大臣ノ御管轄ニ大變關係ノアルコトデゴザイマスカラ、茲ニ重ねテ内務大臣トシテノ此ノ防共ノ重大問題ニ對シテ、ドウ云フ御考デアラウカト云フコトヲ承リタイノデアリマス、次ニ國際問題トシテハ、國際上カラ見タル風俗警察

ノ問題デアリマス、此ノ人身賣禁止ノ問題ト云フモノハ、豫テ各國ノ輿論デアリマシテ、我ガ國モ是迄度々國際聯盟ノ人身賣買禁止ノ委員會ニ代表ヲ派遣シテ居ルノデアリマス、處ガ御承知ノ如クニ國際會議ニ於テ、日本ヤ「インド」ナドハ氣候ガ暖イ所デモアルカラト云フ譯除外例ノ決議ニ相成リマシテ、條約ノ上ニ於テハ除外サレテ居ルノデアリマス、日本ニ於テ其ノ問題ト云フモノガ大分ニ問題トナリマシテ、樞密院デハ大分御機嫌ガ惡ウゴザイマシテ、世界ノ檜舞臺ニ出テ實ニ怪シカラス、ドウカ政府ハ出來得ルダケ速カニ世界各國ト同様ノ取扱ニスルヤウニト云フコトノ御警告ガアッタ承ツテ居ル、我ガ國ニ於キマシテモ大分廢娼問題ト云フモノガ盛ニ起リマシテ、内務當局モ時勢ニ鑑ミラレマシテ、確カ山本内務大臣時代頃デアッタカト記憶致シマスルガ、大分一時ハ此ノ問題が進ンデ參リマシテ、政府ガ廢娼ヲ斷行シサウデアリマシタ、處方近來ハ又其ノ問題ガ立消エニナツテ居リマス、此ノ問題ハ昔ハ各國共ニ、警察ガ取締ヲスルノニ集娼制度デアッタラ便利ダト云フ點カラデアッタヤウデアリマスガ、併シ警察ダケノ問題ハアリマセヌ、人權問題デアリマス、又婦人ノ貞操問題デアリマス、サウ云フヤウナコトカラ世界ノ輿論ハ、斷ジテ是ハ文化ノ時代ニ於テ其ノ儘ニ放ツテ置クモノデハナイト云フコトニ、御承知ノ通りニ相成ツタ、其ノ結果既ニ各國共ニ廢娼ヲ致シタ所ガ大多數デアリマス、例ヘバ「イギリス」ニ於キマシテハ五十五年前、「ドイツ」ニ於テハ十三年前ニ之ヲ斷行致シテ居ルノデアリマス、我ガ國ニ於キマシテモ、政府ガ默ツテ居ル間ニ、民間

ノ知識ハサウ云フ方へ段々進ンデ參リマシテ、群馬縣ヲ始メ四縣、都合五縣ダケハ既ニ御承知ノ如ク廢娼ヲ實行シテ居リマス又今ヤ全國デ十四縣ダケハ廢娼ノ決議ヲ堅會ハ致シテ居ルノデアリマス、之ニ對シテ花柳病トノ關係ナドノ問題モ色々說ヲ爲スモノガゴザイマスルガ是モ御承知ノ如クニ花柳病ノ全國ノ平均ノ數以上ニ、今は迄ノ所ハ、廢娼ノ結果殖エテ居ルト云フダケノ縣ハナイノデアリマス、寧ロ其ノ以下ニ屬シテ居ル、原則トシテハ……此ノ問題ハ斯ウ云フ事變下ナドニ於キマシテ、成ル程遊廓ナドハ今日繁昌シテ居リマス、繁昌シテ居ルガソレハ別問題、兎ニ角斯ウ云フヤウナ問題モ、斯ウ云フ事變下ニ於テハ御考慮アツテ、速カニ御斷行アツテ然ルベキモノデハナイカト思ツテ居リマス、以上ガ私ノアリマス、先刻來申上ガルヤウニ我ガ國ノ方面ニ對シテノ問題デアリマス、其ノ次ニ御伺ヒ致シタイノハ警察機構ノ改造問題デアリマス、十年一日ノ如クニ、内務省ニ警保局長ト云フモノヲ置キマシテ同ジ組織デヤッテ居ル、成ル程細カイコトヲ言ヘバ、外事警察課モ殖エ、或ハ經濟警察ノ課モ出來、私共ハ心配デ堵ラヌノデアリマス、ソコデ此ノ機構問題トシテ第一ニ伺ツテ見タイヨリマス、日本ハ今ヤ朝鮮、臺灣、内地、皆一緒デアリマス、處ガ思想問題ナンドヤカムテハ、日本ハ今ヤ朝鮮、臺灣、内地、皆一

シクナリマシテ、一旦緩急アルト特殊ノ特別  
高等警察官ノ事務ガ段々アルノデアリマス、  
細カイコトハ立チ入ル限リデハアリマセヌ  
ガ、事急ニ出タ時ニハ急轉直下ニ命令シナ  
ケレバナラヌ、其ノ意味ニ於テ、總理大臣  
ガ事重要ナルモノニ對シマシテハ、茲ニ官  
制ヲ新タニ設ケテ、サウシテ命令ヲ直接ニ  
スルト云フ規定ガ必要デアラウト思フ、又  
場合ニ依レバ首相ノ名ニ於テ内務大臣ガ之  
ヲ行シテモ宜イ、只今ハ朝鮮、臺灣ハ各、總  
督ガ警察權ヲ持ツテ居ル、内地ハ内務大臣ガ  
内地ダケヲ持ツテ居ルノデアル、茲ニ於テ事  
急ニ出タ場合ニハ、斯ウ云フ飛行機ナゾ  
モ飛ンデ來ル時代デアリマスカルラ、茲ニ  
中央カラノ命令權ヲ持ツ、然ラバドウ云フ  
コトニ對シテカ、ト云フコトハ御調ニナッタ  
ラ直グ分ルコトデアラウト思フ、是方第一、  
其ノ次ノ第二ハ、内務大臣ノ下ニ有力ナル  
警察長官ヲ御置キニナル必要ガアル、サウ  
シテソレガ又地方ト連絡ヲ取ツテ、此ノ治安  
維持ノ方面ニ付テ敏活ナル活動ヲセナケレ  
バナラスト存ジマス、ソレカラ其ノ下ニ、警  
保局以外ニ警備局ト云フモノヲ御置キニナル  
必要ガアラウト思フ、是ハドウ云フコトデ  
アルカト云フト、私モ日露戰爭ノ後ノ日  
比谷騒擾事件ニ經驗ヲ持ツテ居ル、又内務大  
臣モ朝鮮デ御經驗ガアリマスルガ、暴徒討  
伐ト云フヤウナ匪賊ノ問題ニ付テ、私共モ  
其ノ取締ニ衝ニ當ツタ、ソレ等ノ經驗カラ考  
ヘマシテ、此ノ儘デハ戰後ガ思ヒヤラレル  
ノデアリマス、茲ニ於テ東京ト大阪ニハ特  
別警備隊ト云フモノガゴザイマス、是ハ餘  
程訓練ガ良ク出來テ居ラナケレバナラヌ、  
處ガ此ノ二ツノ處以外ニハ御承知ノ通り無  
イノデアリマス、處ガ警察ノ方デハ小隊訓

練 中隊訓練、大隊訓練ナント云フヤウチ  
訓練規定モ出來テ居リマス、出來テ居リマ  
スルガ、ソンナコトハ設備ガ良クナケレバ、  
出來ルモノヂヤアリマセヌ、ソコデ矢張り  
同ジ所ヘ集中シテ置イテ、一旦緩急アレバ、  
直グ其處カラ出張ルヤウニ何時デモ用意シ  
テ居ラナケレバナラヌノハ、是ハ言フ迄モ  
ナイユドデアリマス、ソレガ御承知ノヤウ  
ニ東京ト大阪ニハ出來テ居ル、ソコデ今例  
ヘバ東京デヘ、家賃ガ高イノデ警察官ハ他  
所ノ管内ニ住ンデ居ルノデアリマス、是ハ  
最モ時代錯誤ノ甚ダシイモノデアル、金ガ  
要ツテモ、國家ハ「アパートメント」ノヤウナ  
モノヲ造ツテ其處へ家族ヲ皆住マハセル、サ  
ウシテ非番ノ日モ其處ヘ一ツ大キナ自動車  
ヲ備ヘ付ケテ置イテ、一旦緩急アレバ直グ  
ソレガ出ル、斯ウ云フヤウナヤリ方ヲシテ  
置カデケレバナラヌノデアリマス、是等モ  
是迄姑息的ニ、管内ヲ去ッテ居ルト云フヤウ  
ナ譯デアリマス、サウ云フヤウナ譯デアリ  
マスルニ依テ、此ノ點ニ於テ餘程御考慮方  
必要デアル、又軍隊ト警察トノ關係デアリ  
マスルガ、米騒動ノ時デモ、又日比谷ノ騒  
擾事件デモ、戒厳令ヲ布キマシタ、軍隊ノ  
方ガ餘程此ノ方面ニ付テハ……平素モット  
モット軍隊ト内務省トノ間ニ斯ウ云フ方面ノ  
誤解が出来、又場合ニ依クタテ、「フランス」  
ヤ「イタリー」ノ如キハ一種ノ軍事警察ヲ御  
承知ノ通り行ツテ居ル、戰ノアル時ニハ軍隊  
ト云フモノハ餘程御活動ヲシテイラッシャル  
ケレドモガ、戰ノナイ時ニハ、之ヲ出來  
得レバ生産的ニ効カスト云フユトモ、國家  
ノ爲ニ經濟カラ言ツテモ必要デアラウト思  
フ、ソンナ點カラデアリマセウ、各國ハソ  
ンナ事モヤツテ居ル、是モ單リ師團長ノ出兵

議事速記録第六號 國務大臣ノ演説ニ關スル  
バカリヂヤナイ、今回靜岡ニ大火災ガアリシ  
又豊橋カヲモ御承知ノ如ク工兵隊が出マシ  
タ、斯ウ云フヤウナコトニ對シテモ、將來  
ノ立法上、軍隊ガ矢張リ斯ウ云フ場合ニ援  
助スル方法ト云フコトガ必要デハアルマ  
カト思ヒマス、法制上カラモト具體的ニ、  
唯師團長出兵バカリデナシニ、是ハ立法上、  
矢張リ御考ニナル必要ガアルノデハアルマ  
イカ、以上ガ警察機構ニ付テノ問題デアリ  
マス、其ノ次ニ承ッテ見タイノハ、警察官ノ  
待遇及教養訓練ノ問題デアリマス、此ノ問  
題ハ是迄モ歷代ノ内務大臣、或ハ經濟ニモ  
關係致シマスルノデ馬場大藏大臣、賀屋大  
藏大臣ナドニモ申述ベタコトガアリマスル  
ガ、ドウモ國民的ノ輿論ガ起シテ居ラヌ、興  
論ハ起シテ居ルダラウガ、實行ガ伴シテ居ラ  
ヌ、本院ニ於キマシテモ柳原伯爵ノ如キ  
ハ最モ熱心ニ警察官ノ待遇ニ付テ御主張ニ  
ナツテ居ル、又本院ニハ首相ヲナサレタリ内  
務大臣ヲナサレタリ、或ハ警察ノ重要ノ幹  
部ニイラツシヤッタ方ガ澤山オイデアリマ  
ス、ソレ等ノ御方ノ聲モ、此ノ點ニ於テ私  
共ト少シモ御異存ノナイト云フコトヲ確信  
シテ疑ハナイノデアリマスルガ、内務大臣ニ  
於テ特ニ御考慮ヲ願ヒタイト思ヒマスノヘ、  
此ノ事變下ニ於テ警察官カラノ出征者ト云  
フノハ隨分アリマス、ソコデ又人數ガ少ク  
テ非常ナ仕事ヲヤツテ居ルノデアリマス、ソ  
レハ御賢察ノ通リデアリマセウガ、其ノ内  
ニ入シテ考ヘテ見タ時ニ於テ實ニ同情ニ堪  
ヘナイモノガアルノデアリマス、處方民間  
シタノデアリマスルガ、今ハ其ノ轉勤ガ餘程

少い、又轉勤シテモ諒解ノ上デアリマス、是ハ何ヲ語ルモノデアルカ、即チ内務當局ナンカノ御盡力ニ依シテ、警察精神ト云フモノガ充實シテ來タ結果デアラウト思フガ、私トシテハ、モウ一ツハ此ノ時局デアルカ、スカラ黙ツテ居ル、黙ツテ居ルガ此ノ監督ノ任ニ在ル者ハ宜シク察シテヤラネバナラヌ、國民亦然リデアル、斯ウ云フ意味ニ於キマシテ、其ノ補闕ガ、一時ハ中等學校ノ卒業生ノ有爲ノ者ガ入ツテ來居ツタノデアリマスルガ、今ハサウ云フ譯ニハ行キマセヌ、又軍人ノ歸ツタ方ガ、御承知ノ通りニ段々志願モ致シツ、アル現状デアリマス、ソレハ暫ク措イテ、斯ウ云フ者ノ待遇ノ方法ハ、餘程知識ガ増シテ來タノデアリマスカラ……今日ノ時勢ニ頭ノ後レタ者ガ警察官ニナツテハ、迷惑スル者ハ民間デアリマス、國民デアリマス、茲ニ於テ是迄ヨリ知識ヲ上げナケレバナラヌ、上ゲル以上ハ立派ナ俸給ヲ與ヘマシテ、良イ人ヲ採ラケレバナラヌ、良イ人ヲ採ルコトガ出來ナカツタラバ、立派ナ人格者ヲ入レテ、長イ間ノ教養ヲセネバナラヌ、分り切ツタ問題デアリマス、御實行ヲ願フ、斯ウ云フ意味ニ於テ茲ニ警察官ノ待遇ヲ判任官ニセネバナルマイト思フ、ソレカラ俸給ノ如キモノハ、今回御盡力ニ依ツテ多分通過スルコト思ヒマスルガ、警察費ノ如キハモノノ性質トシテ國費ニシナケレバナラヌモノデアリ、監獄ヘ夙ニ國費ニナツテ居ル、日本ハ國家的警察デアル、モウ民間ハ寄附金ナドヲ取ラレルノデ閉口シテ居ル、又警察官ガソンナコトヲヤリマシ

タナラバ威信ニ關係スル、是ハ稅制ノ整理ノ問題デ、國民ガ稅ヲ拂フノハ同ジ懷カラ出スノデアル、少シ内務省ガシツカリナサレ大藏省ガシツカリシタナラバ、組替ハドウデモ出來ルノデアル、府縣費ヲ國費ニスルテ全然國費迄ノ御計畫ヲ御樹テナサルガ宜イ、是ガ待遇上ニ矢張リ影響スルノデアリマス、又巡查ノ俸給ノ如キハ是ハ全國統一的ニ爲サナケレバイカヌト思フ、俸給ト云フモノハ手當トハ違フ、手當ハ其ノ處ノ状況ニ依ルコトガアル、ガ其ノ人ノ身分ニ關係スルモノヲ縣ニ依ツテ上ゲ下ゲスベキデハナイ、然ルニ例ヘバ靜岡縣ノ如キハ、愛知縣ト神奈川縣ニ挿ツテ居リマス、處ガ俸給ハ愛知縣神奈川縣ヨリ低イノデ靜岡縣ノ者が他所ノ縣ニ志願スル、實ニ要領ヲ得ナイ話デアル、斯クノ如キコトハ内務大臣ニ於テハツキリ訓令ヲ出シテ、俸給ハ全國統制的ニ、是ダケノ俸給ハ最下級拂フベシ、斯ウアツテ然ルベキ問題ナノデアル、而シテ、縣會ガソレヲ認メナカツタナラバ原案執行ヲ以テ之ニ當ル、斯ウ云フ時局下ニ於テソシナ分り切ツタ問題迄微溫のト云フコトハ、時代錯謨ノ甚ダシキモノト存ズルノデアリマス、更ニ又此ノ警察署長タル警視、之モ承レバ多少人員ヲ御増シニナツタト云フコトデアルガ、警察署長ノ任務ハ、此ノ貴族院デモ有力ナル御方ガ多數警防團長ニナツティラツシヤイマスガ、東京ハ御承知ノヤウニツノ警察署ニ一ツノ警防團ト、斯ウナツテ居ル、警防團長ニ非常ニ有爲ナ立派ナ御方ガオナリニナツテ居ルカラ、警察署長ガ

ソレヲ指揮スルト云フコトデアリマスカラ、  
警察署長ノ頭ガ惡イト見劣リガスル、ノミ  
ナラズ逆モ監督出來シコアリマセヌ、是トテ  
モ一目瞭然デアル、ソコデ郡長ヲ廢シテ居ル  
レガ警視デナイ、警部ガ澤山アルト云フ實  
況デ、之ヲ他ノ專賣所長其ノ他ノ官憲ヤ  
教育家ト比較サレルト餘リニ時代ニ後レ  
テ居ル、虐待ト云フノ外ハナイ、故ニ又官  
吏任用令モ御改正ニナシテ希望ヲ持タセル  
ヤウニシ、警部ノ署長ハ警視ニスルト云フ  
ヤウナコトニ付テ御研究ニナルト云フコト  
ハ、時局下トシテ最モ重大ナル問題ト思フ  
ノデアル、是ガ待遇ノ問題ノ一端デアリマ  
ス、更ニ教養訓練ノ問題ニ付キマシテハ、  
是亦御盡力ニ依シテ此ノ頃ハ或ハ全國ニ警  
察ノ教科書ト云フモノヲ先般御頒布ニナッ  
タリ、或ハ警察教育ノ規定モ新タニ御設ケ  
ニナツタリ、多少進ンデ來マンタガ、今日ノ時  
局カラ見レバ餘程懸ケ離レテ居ル、滿洲デ  
スラ既ニ内務省ニ警察教育官ヲ置イテ居ル  
ノデアル、陸軍ヤ海軍ヤ或ハ鐵道或ハ遞信、  
或ハ此ノ頃民間ノ教育狀況ト云フモノハ  
非常ニ發達シテ居ル、然ルニ我ガ國ノ警察  
教育機關ト云フモノハ非常ニ劣シテ居ル、比  
較的是ガ能率ヲ上ゲテ居ルノハ、日本ノ警  
察官ノ精神ト警察組織ガ統一ニナシテ居ル  
カラ能率ガ上ツテ居ルノデアルガ、餘程見直  
シヲナサレナケレバナラ又今日ノ現狀デ  
アリマス「ドイツ」ノ如キハ「ヒットラ」ノ  
前ノ經濟頗ル不如意アツタニモ拘ラズ、茲  
ニ「プロイズ」トシテハ、「プロイズ」内務大  
臣ノ直屬ノ下ニ高等警察學校ガアル、第二  
ニハ警察研究所ト云フモノガアツテ、實ニ有

ガ六部ニ分レテ、世界デ「ドイツ」警察ハ世界一デヤト云フノデ、「ドイツ」語ノ外ニ英語等ヲ以テカラニ「パンフレット」ヲ出シテ、批評ヲシテ吳レト迄言ツテ、進ンデ居ルノデアリマス

以テ本部長トナサル、其ノ下ニ茲ニ全國ノ九州ハ一ツト云フ風ニ、全國ヲ數箇所ニスル、サウシテ内務大臣ノ直屬ニシテ立派ナ高等官ノ練習所長ヲ御置キニナル、サウスレバ、今府縣モ經費ヲ使シテ居ルノデアルカラ能ク此ノ經費ノ方ヲ御取調ニナツテヤツタナラバ、立派ニ經濟ハ立タウカト思フ、毋ウ云フヤウニシテ此ノ全國ノ警察ト云フモノハ、平常事務ヲ執ツテ居ル時、即チソレガ如教養デアリマス、何モ教育機關デナケレバ、教養チャナイコトハナイ、非番ガアッタナラバ、非番教養ト云フモノガアル、斯クノ如クシタナラバ非常ニ能率ガ上ル、コンナ事ハ安達内務大臣ノ時代ニ多少考慮サレサウナ空氣ガアリマシタガ、其ノ後其ノ儘ニナラテ居ル、私モ能ク其ノ意見ヲ述ベルノデアリマスガナカヽヽ御用ヒニナラス、斯ウ云接ニ監督スル所ノ監督部トカ、或ハ警察講習所ト云フモノモ其ノ下ニ屬シテ、サウシテノ總務部ノ下ニ調査部トカ、或ハ全國ヲ直訓練ヲ盛ニ致スト云フコトガ、目下ノ一大急務デアラウト思フ、是ガ私ノ御尋ねセムトスル待遇及教養訓練ノ問題デアリマス、次ニ申上げテ見タイト恩ビマスノハ警防團及防火ノ問題デアリマス、防空法ハ發布ニナリマシタガ頗ル不完全デアリマス、是ハ帝國議會モ責任ガアリマス、ソレノ決議ニ加ツタノデアル、兎ニ角飛行機ノ問題ハ急轉直下變リツ、アルノデアリマス、ソレニ時代ニ合

ハヌ所ノ防空法ノ法律ニアツテ、何ガ中心カ  
サツバリ分ラヌ、一見スルト如何ニモ自治體  
ガ中心ノヤウニナツテ居ル、併シ警察權ヲ自  
治體ニ委スコトハ、法制上出來マス、出來  
マスガ唯防空ハ出來マセヌ、今ノソンナコ  
トデハ……、ソコデ事實ハドウシテモ是  
警察ガ中心ニチラナケレバナラナイ、故ニ  
法ノ上カラ見ルト、自治體ガ中心ノヤウニ  
ナツテ居ル、「ドイツ」アタリノ防空法ハハッ  
キリ警察ト云フコトガ書イテアル、警察的  
ノ性質デアル、今日日本トシテハ……ソコデ  
之ヲ償フ爲ニ御承知ノ通リニ茲ニ警防團令  
ト云フモノノ勅令ヲ御發布ニナツテ、昨年ノ  
四月一日カラ今日實施ニナツテ居ルノアリマ  
ス、其ノ警防團令ヲ中ニ、法律ニデモ入  
レナケレバナラヌヤウナモノモ入ツテ居ル  
ヤウデアリマス、サウ云フヤウナ譯デアリ  
マシテ、防空法ノ法律ハ今回ノ議會ニ改正  
案ヲ御提出ニナラウカト存ジマシタガ、サ  
ウ云フ空氣ガ見エヌ、ドウカ近キ將來ニ於  
テ早ク此ノ防空法ノ法律ヲ御改正アツテ然  
ルベキモノト思ヒマス、又警防團令ハ、大  
體ニ於テ三ツノ方面ニ立脚シテ居ルコトガ非  
常ニ注意ニ値スルノアリマス、第一ハ防空  
ノ問題デアリマス、是ハ今更申上ガル迄モ  
ゴザイマセヌ、茲ニ警防團ノ訓練ヲモツ  
トモット内務大臣ガ陣頭ニ御立ニナツテ、  
斯ウ云フ事變下デアリマスカラ……、防空  
ハ演習デヤアリマセヌ、戰爭デアリマス、  
敵機若シ來リ侵セバモウ警防團ハ戰ヲスル  
ノデアリマス、演習デヤナイノデアリマス、  
ソンニ生温イモノデハナイノデアリマス、  
今回ノ歐洲戰爭デ流石ニ「ドイツ」ハ、九月  
一日ニ戰爭ハ始リマシタガ、モウ平常ノ訓  
練ガ出來テ居ル、ソレデ彼等警防ヲヤツテ

居ル民間ノ人へ何ト言フカト云フト、政  
府ハ色々ノ訓令ヲ出シテ居ルガソシナ訓令  
ハ要ラヌ、我々ハソシナコトハヤツテ居ル、  
ソシナ時ガアルノナラバ、食糧問題ヲドウ  
云フ切符ヲ以テドウ云フヤウニセイト云フ  
コトヲ「ラヂオ」ナドデ教ヘテ吳レ、ソシナ  
コトハモウヤツテ居ルト云フ、又事實ヤツテ  
居ル、斯ウ云フヤウナコトヲ見マシテモ、  
餘程我々ハ考ヘサセラレル、斯ウ云フ意味  
ニ於テ防空ノ訓練、教養ヲヤルコトニウン  
ト力ヲ御入レニナツテ、殊ニ此ノ防空ノ問  
題ト消防ノ問題ハ非常ニ關係ガアル、ソコ  
デ此ノ火災ノ問題モ茲ニ便宜一緒ニ纏メテ  
御話シ致シマス、ソコデ火災ノ問題デアリ  
マスガ、今回静岡ニ大火災ガアリマシタ、  
是ハ静岡グケノ問題デヤアリマセヌ、私モ  
早速參ニテ詳シク調べテ参リマシタガ、是  
ハ御取調ノ通リ色々缺陷ガアルノデアツテ、  
餘程東京ハ他山ノ石トシテ考ヘナケレバナ  
リマセヌ、今東京ニ試ミニ大正十二年ノヤ  
ウナ大震火災ガアツタ致シマシタ時ニ於テ、  
少シモ樂觀が出來ナイノデアリマス、成ル程  
當時ヨリハ消防器具ナシカモ大分殖エテ居  
リマス、殖エテ居リマスルガ、當時ヨリハ地  
域ガ七倍ニナツテ居リマス、人口ハ四倍以上  
ニナツテ居リマス、サウシテ消防器具ハ殖エテ  
居リマスガ、消防器具ハ電球ヤ人間ノ壽命ト  
同ジデ、白木屋ノ大火災ガアツタニモ拘ラ  
ズ、人命救助ノ梯子ハ三臺ヨリホカナイ、  
消火栓モ無イノデアリマス、ト云フモノハドウモ  
マア是ハ一例デアリマス、ソコデ水利ノ問  
題、白木屋ノモ水利ガ惡カツタノデアリマ

ス、水利ノ問題ハ決シテ樂觀ハ許サズノデ  
アリマス、今日東京ハ唯都市計畫ノ結果道  
路ハ廣クナツタガ・・・、斯ウ云フ譯デ靜岡  
ノ大火モ由ツテ起ル所デアル、函館ノ火災  
ノ如キハ、日本デ第一ノ消防ノ行届イタ處  
デアツタ、ソレガ昭和九年ニ又大火災ガアッ  
タノデアル、何故ニアンナ大火災ガアッタ  
カト云フコトハ貴重ナ時間デアリマスカラ  
申上ゲマセヌ、帝都ノ消防其ノモノガ重大  
問題デアル、ソコデ警防團ハ、防護團ト消  
防組ヲ打ツテ一丸トシテ、二百萬ノ消防組  
員デアツタノガ、警防團トシテ三百十萬人、  
其ノ位ニ相成ツテ、サウシテ平常ノ消防モ  
ヤツテ、加フルニ燒夷彈及爆彈カラ出タ火  
災原因ノコトモ消防ガヤルノデアリマス、  
此ノ意味ニ於テ消防ハ、立派ナ方モ此ノ警  
防團ニ御入りニナツタカラ益々活氣フ呈セネ  
バナラヌニモ拘ラズ、茲ニ山林火災ガ度々  
アル、工場火災モ度々アル、鐵道火災モ此  
ノ間鐵道大臣ノ御辯明ガアツタガ大キナモ  
ノヲヤツテ居ル、東京ダケデモ昨年十一月  
迄ノ統計ニ據ツテ見ルト、最近五箇年ト云  
フモノハ、毎年平均一箇年ニ先づ六百萬圓  
位デアリマス、ソレガ昨年ノ十二月ニ八千  
三百萬圓位ニナツテ居リマスカラ二倍以上  
火災ノ度數ハ減ツテ居ルガ、火災損害價格  
ハソンナニ殖エテ居ルト云フ實情ナンデア  
リマス、斯ウ御考ニナルト、軍需工場ナド  
ガ焼ケタラバ國防問題ニ關係シマス、又帝  
國議會ハ此ノ豫算ヲ澤山計上シテ居ルノデ  
アリマス、此ノ治安維持ニ關スル所ノ治安  
問題ニ對シテ……、斯ウ云フヤウナコトヲ  
考ヘマスト、實ニ是ハ容易ナラヌコトト  
存ズルノデアリマス、ドウカ斯ウ云フ  
問題ニ對シテ宜シク御考慮ヲ切ニ希望致

ス次第ニアリマス、消費節約ト云フコ  
トヲ盛ニ絶叫シテ居ル今日、經濟問題  
カラ言ツテモ最モ重大ト存ジマス、最  
後ニ申上ゲテ見タイト思フ質問ハ、警  
察制度調査會ノ設置アリマス、以上申上  
ガルヤウナ状況デ、國民アッテノ此ノ治安問  
題デアル以上ハ、國民ノ利害休戚ニ最モ重  
大ナル關係ガアル、然ラバ茲ニ有力ナル調  
査機關ヲ内閣若シクバ内務省ニ御設ケニナ  
ルコトガ最モ必要デアラウト思フ、司法省  
ハ人權蹂躪ノ問題ガアツタ結果司法制度調  
査會ヲ御設ケニナシタノデアル、ドウカ此  
ノ問題ニ對シマシテモ速カニ御斷行アラム  
コトヲ希望致シマス、尙附加ヘテ置キマス  
ルガ、以上申上ゲマシタコトハ、警察制度  
調査會ノ問題バカリデハアリマセヌカラ、  
速カニ御斷行ナサレル、御決行ニナルコト  
ヲ希望致スノデアリマス、調査會ト他ノ問  
題トハ混線ヲナサレナイコトヲ希望致シマ  
ス、以上私ノ申上ゲマシタ質問ノ要領ハ、  
治安問題ニ付テノ心構ト云フコトト、ソレ  
カラ東亞及國際問題カラ觀タ治安問題、ソ  
レカラ國內問題トシテノ警察機構ノ問題、  
次ニハ教養訓練ノ問題、次ニハ警防團及防  
火ノ問題、最後ニ警察制度調査會ノ問題ニ  
付テ御質問致シタ次第アリマス

二於キマシテ、産業對策並ニ經濟對策等ニ對應致シマシテ、茲ニ治安對策ニ付キマシテモ不動ノ國策ヲ樹立シテ、變ラザル方針ニ依ツテ治安ヲ確保シテ行クノ必要ヲ痛感我ガ國ノ獨得ノ警察デナクテハナラヌト云フ御意見ニ對シマシテハ、御同感ニ堪ヘナスルモノデアリマス、只今御述ニナリマシタルヤウニ、皇道精神ニ基キマシテ道義的デアリ、且民衆的デアリ國民ノ爲ノ警察デナクテハナラヌト云フ御意見、此ノ點ニ於キマシテモ、私ハ松井君ト其ノ感ヲ全然同ジウスルモノデアリマス、第三ニ、我ガ國ノ警察ハ國內ノ治安ヲ確保スルコトヲ第一義ト察ハシナケレバナラヌノハ申ス迄モナイノデアリマスルガ、日滿支ノ關係ガ愈々緊切ヲ加フルニ至リマシタル場合ニ於キマシテハ、此ノ事態ニ對應シテ適切ナル施設ヲ爲サナケレバナラヌト考へザルヲ得ナイノデアリマス、更ニ國際關係ノ複雜微妙ニ連レマシテ、東亞竝ニ歐米ニ對應致シマシテ

於テ、已ム得ナイ點モアルカトモ思アノデ  
アリマス此ノ點ニ於キマシテハ飽ク迄モ  
防犯ヲ主トシナケレバナリマセス、又豫防  
警察デナクテハナラヌノデアリマス、一人  
モ此ノ犯罪ヲ犯ス所ノ者ノナイヤウニ警察  
ハ指導シテ行カナケレバナラヌノデアリマ  
ス、此ノ點ニ於キマシテ、各府縣ニ於キマ  
シテモ中央ニ於キマシテモ有ラユル機會ニ於  
テ警察官ノ教養ニ努メ、又民衆トノ接觸ヲ保  
チマシテ、サウシテ其ノ目的ヲ達成スルコト  
ニ努メツ、アルデノアリマスルガ、只今松井君ノ  
述べラレマシタ通リニ、經濟問題ハ廣汎デア  
リ且複雑デアリマス、現ニ過日電力調整法案ガ  
出来マシタル時分ニ、是亦警察ニ於テ取締  
ヲ爲サナケレバナラヌ事態ニ立チ到ッタル  
時ニ、是ハメートルヲ検査スレバゾレデ  
宜シイト云フコトデアリマシタルケレドモ、  
併シナガラ今日迄ノ警察官ニ、此ノ電氣的  
ノ知識ガドノ位アルカト云フコトニ對シテ  
ハ多大ノ疑ガアルノデアリマス、從ヒマン  
テ此ノ點ニ於キマシテモ誤ノナイヤウニト、  
只管期待シテ居ル次第アリマス、次ニ治  
安對策ニ付キマシテ、東洋警察協會設置ノ  
御意見ガゴザイマシタデゴザイマスルガ、  
今日ノ新事態ニ對應致シマシテ此ノ組織ノ  
必要ナルコトハ、私モ認ヌルノデアリマス  
ルケレドモ、如何ナル形ニ於テ之ヲ形ヅクッ  
タラ宜イカト云フコトニ付テハ、篤ト考  
慮ヲ加ヘテ見タイト思フノデアリマス、又  
支那人竝ニ滿洲人ノ警察官ノ教養ノ問題デ  
アリマス、此ノ問題ニ付キマシテハ、從來  
カラモ相當力ヲ盡シテ居ルノデアリマスル  
ケレドモ、今後此ノ點ニ於キマシテハ益々力  
ヲ盡サナケレバナラヌト考ヘテ居ル次第デ  
アリマス、外地ニ派遣サレマシタル所ノ官

吏、殊ニ警察官、是等ノ者ニ對スル優遇ノ方法ニ付キマシテモ、松井君ノ從來ノ御経験カラ出々御意見誠ニ結構ナコト考ヘテ居リマス、防共ノ問題ニ付キマシテハ、過目總理大臣ヨリ御答ヘ申シマシタノデ、私ヨリ是以上ニ附加ヘルコトハナイノデアリマスケレドモ、共産思想ノ彈壓ニ付キマシテハ飽ク迄モ徹底サセナケレバナラヌト思ツテ居リマス、尙又昨今盛ニ行ハレマスル「スペイ」ノ問題ニ付キマシテモ、新タナル注意ヲ加フル必要ガアルト考ヘテ居リマス、次ニ廢娼ノ問題ニ付キマシテノ御意見ガゴザイマシタノデゴザイマスルガ、人道上力ラ見マシテモ、婦人貞操ノ點カラ見マシテモ、此ノ點ニ付キマシテハ十分ナル研究ト、サウシテ熟考ヲ要スルコトト思ウテ居リマス、現ニ我ガ國ニ於キマシテ公娼ノ制ヲ廢シマシタル府縣ハ、九縣ニ及ンデ居ルノデアリマス、今後モ此ノ傾向ヲ助長致シマシテ、リマシタノデゴザイマスガ、此ノ點ニ付キマシテハ篤ト考慮ヲ致シマシテ、如何ナル形ニ於テ御意見ノ如ク實現シテ宜イカト云構ヲ完全ニシテ警察力ヲ強化スルコトニ付テハ、全力ヲ擧ガナケレバナラヌト考ヘテ居リマス、警察官ノ向上ノ問題ニ付キマンテ、待遇ノ問題ト教養ノ問題ニ付キマシテリニ堪ヘナイノデアリマス、殊ニ只今申上ゲマシタル通リニ、統制經濟ノ進ミマスル

ニ從ヒマシテ、經濟警察ノ強化擴張ガ愈々必要トナリマスル場合ニ於キマシテ、是等ノ新事態ニ對應致シマシテ、警察官ノ教養ハ一層其ノ必要ヲ痛感スルモノデアリマス、而シテ警察官ノ待遇ニ付キマシテ誠ニ御同情アル御言葉ヲ頂戴致シマシテ、恐ラクハ全國ノ警察官ハ之ニ感泣スルコト思フノデアリマス、今日ニ於キマシテ直チニ國庫支辨ト迄進ムコトノ出來ナイコトハ甚ダ遺憾デアリマスルケレドモ、今年度ノ豫算ニ於キマシテ、差當リ警察費連帶支辨金ノ割合ヲ改訂増加致シマシテ、幾分カ其ノ目的ニ近ヅキツ、アルコトヲ御願承願ヒタウゴザイマス、次ニ防空法ノ改正ニ付キマシテハ、實施以來ノ經驗竝ニ「ヨーロッパ」アタリノ實際ニ鑑ミマシテ、改正ヲスル必要ヲ感ジテ居ルノデアリマス、本議會ニ提案スルノ運ビニ行キ兼ネマシタコトハ遺憾デアリマスケレドモ、成ルベク早ク實際ニ即シマシタル改正ヲ加ヘタイト考ヘテ居リマス、ソレカラ警防團ノコトデアリマスガ、警防團ガ防空竝ニ消防ノ兩方面ニ向ッテ働くツ、アルノデアリマスガ、靜岡ノ火災ノ様子ヲ見マシテモ、此ノ警防團ノ働く付キマシテモ、又消防ト防空トノ關係ニ付キマシテモ、只今松井君ノ御話ニナリマシタ通りニ、大いニ考ヘサセラレル點ガアルト思フノデアリマス、殊ニ我ガ國ニ於キマシテノ建築物ノ實際カラ見マシテ、防空ト消防トが頗ル密接ナル關係ノアル事柄ヲ、深ク感ジサセラレルノデアリマス、斯クノ如ク致シマシテ、消防ノ充實ニモ努メナケレバナリマセヌ、特設消防署ノ増設ニ付テモ意ヲ用ヒテ居リマス、今年度ニ於キマシテモ北九州ノ五市竝ニ川崎市ニ於キマシテハ、此ノ特設消防署ヲ設

クルコトニ致シテ居ルノデアリマス、最後ニ警察制度調査機關ノ設置ノコトニ付キマシテ、御趣旨ハ全然御同感デアリマス、今日ノ警察ノ有様、又今日ノ時局ノ實際ニ即シマシテ、如何ニ警察制度ヲ強化シ、如何ニ警察制度ヲ改善スルカニ付キマシテ、此ノ調査會ノ必要ヲ感ズル譯デアリマス、是ガ具體化ニ付キマシテハ、十分考究ノ上ニ其ノ實效ヲ擧ゲルベキ方法ニ付テ考慮致シタイト考ヘテ居リマス、大體之ヲ以テ松井君ニ對スル私ノ答辯ト致シタイト思ヒマス○松井茂君 簡單デゴザイマスカラ……、此處デ宜シウゴザイマスカ

○議長(伯爵松平義壽君) 宜シウゴザイマス

○松井茂君 先刻一ツ質問ヲ洩シマシタガ、重大ナル質問デアッタノデアリマス、是ハ御返答ヲ煩スコトハ差控ヘマスケレドモ、熱烈ナル希望トシテ申述べテ置キマスカラ十二分ニ御考慮ヲ願ヒタキノデアリマス、ソレハ警防團ノ問題デアリマス、防空上ア問題ニ付キマシテモ、御承知ノヤウニ地方ヲ一元化シマシテ大層成績ノ挙ツテ居ル所モ少クナリノデアリマスガ、唯、防空演習ガ盛ニナリマシタノハ誠ニ結構デアリマスガ、是ト同時ニ純然タル消防ト云フモノハ、モウ段々空氣ガ薄クナックノヂヤナイカト云フ考ヲ持ッテ居る者ガアルノデアリマス、今度ノ火災ハ、空氣ガ乾燥シタ理由ノ問題カラ起ルノデアリマスガ、ドウモ消防ノ氣分ガチヨット緩シングダノヂヤナイカト、斯ウ云ファウナ人間キノ惡イ説ガアリマス、是ハ重大ナル問題デアリマス、先刻來申上ゲル通リニ此ノ問題ハ、益強化シテ、消防施設ヲ充實シカケレバ警防團ノ恥

辱ニナリマス、之ヲ餘程御獎勵ヲ願ヒタク、モウ一ツ大事ナ問題ヲ抜カシマシタカラ申上ゲマスガ、地方ノ警防團ガ一元化シタコトハ結構デス、處ガ其ノ本家本元ノ内務省ガ一元化シナイノデス、其ノ一元化シナイコトガ地方ニ非常ニ惡イ影響ヲ及シテ居ル、ト云フノハドウ云フコトデアルカト云フト、此ノ警防團ノ總取締ヲナスベキ内務省ハ、計畫局下警保局ト兩方デ防空ノコトヲヤッテル、勿論兩方ハ能ク提携連絡ヲ取ッテオヤリデアリマスルガ、一旦緩急ガアツタ時ニ組織ガ一元化シテ居ラナケレバ憂慮ニ堪ヘヌノデアリマス、斯ウ云フ見地カラ申シマシテモ、前ニ申上ガマシタヤウニ、特別警備局トカ警防局トカ申シマセウカ、サウ云フモノヲ、從來ノ警保局ノ外ニモウ一ツ御作リニナシテ置ク必要ガアルト云フコトニ付、餘程熱心ニ御考慮ニナッテ置ク必要ガアル、又はト同時ニ、東京ハ六百萬モ人口ノアル所デアル故、防空監督ハ最モ必要デアル、然ルニ警防團ノコトハ、目下警視廳デハ警務部ノ警防課ガ監督シテ居ルノデアリマシテ、消防部ハ警防團ノ人事上ノ方ニハ關係セズ唯消防ノコトダケニ關係シテ居ラレル故、内務省ト同様ニ、新タニ警務部ノ外ニ、從來ノ消防部ノ中ニ防空ノコトヲ合シテ特別ノ警備部トカ警防部ヲ作ツテ、一元的ノ組織ニナサツテオヤリニナッタ方が、能率ヲ擧ガル上ニ於テ非常ニ宜クハアルマイカ、是ハ内務省ノ機構ノ問題ト相伴フ重大ナル問題ニアリマス、此ノ點ヲ能ク御考慮ヲ願ヒタノデアリマス、又先刻ハ御丁寧ニ種々ノ問題ニ付テ御答ヲ煩シマシテ辱ク存ジマスガ、東洋警察協會其ノ他ノ問題ニ付キマシテハ、又折方アツタラ申上

ゲル事トシテ、モウ時間モ切迫致シマシタカラ此ノ上ハ差控ヘタイト思ヒマス、唯一コトガ地方ニ非常ニ惡イ影響ヲ及シテ居ル、ト云フノハドウ云フコトデアルカト云フト、此ノ警防團ノ總取締ヲナスベキ内務省ハ、計畫局下警保局ト兩方デ防空ノコトヲヤッテル、勿論兩方ハ能ク提携連絡ヲ取ッテオヤリデアリマスルガ、一旦緩急ガアツタ時ニ組織ガ一元化シテ居ラナケレバ憂慮ニ堪ヘヌノデアリマス、斯ウ云フ見地カラ申シマシテモ、前ニ申上ガマシタヤウニ、特別警

備局トカ警防局トカ申シマセウカ、サウ云フモノヲ、從來ノ警保局ノ外ニモウ一ツ御作リニナシテ置ク必要ガアルト云フコトニ付、餘程熱心ニ御考慮ニナッテ置ク必要ガアル、又はト同時ニ、東京ハ六百萬モ人口ノアル所デアル故、防空監督ハ最モ必要デアル、然ルニ警防團ノコトハ、目下警視廳デハ警務部ノ警防課ガ監督シテ居ルノデアリマシテ、消防部ハ警防團ノ人事上ノ方ニハ關係セズ唯消防ノコトダケニ關係シテ居ラレル故、内務省ト同様ニ、新タニ警務部ノ外ニ、從來ノ消防部ノ中ニ防空ノコトヲ合シテ特別ノ警備部トカ警防部ヲ作ツテ、一元的ノ組織ニナサツテオヤリニナッタ方が、能率ヲ擧ガル上ニ於テ非常ニ宜クハアルマイカ、是ハ内務省ノ機構ノ問題ト相伴フ重大ナル問題ニアリマス、此ノ點ヲ能ク御考慮ヲ願ヒタノデアリマス、又先刻ハ御丁寧ニ種々ノ問題ニ付テ御答ヲ煩シマシテ辱ク存ジマスガ、東洋警察協會其ノ他ノ問題ニ付キマシテハ、又折方アツタラ申上

ゲル事トシテ、モウ時間モ切迫致シマシタカラ此ノ上ハ差控ヘタイト思ヒマス、唯一コトガ地方ニ非常ニ惡イ影響ヲ及シテ居ル、ト云フノハドウ云フコトデアルカト云フト、此ノ警防團ノ總取締ヲナスベキ内務省ハ、計畫局下警保局ト兩方デ防空ノコトヲヤッテル、勿論兩方ハ能ク提携連絡ヲ取ッテオヤリデアリマスルガ、一旦緩急ガアツタ時ニ組織ガ一元化シテ居ラナケレバ憂慮ニ堪ヘヌノデアリマス、斯ウ云フ見地カラ申シマシテモ、前ニ申上ガマシタヤウニ、特別警

備局トカ警防局トカ申シマセウカ、サウ云フモノヲ、從來ノ警保局ノ外ニモウ一ツ御作リニナシテ置ク必要ガアルト云フコトニ付、餘程熱心ニ御考慮ニナッテ置ク必要ガアル、又はト同時ニ、東京ハ六百萬モ人口ノアル所デアル故、防空監督ハ最モ必要デアル、然ルニ警防團ノコトハ、目下警視廳デハ警務部ノ警防課ガ監督シテ居ルノデアリマシテ、消防部ハ警防團ノ人事上ノ方ニハ關係セズ唯消防ノコトダケニ關係シテ居ラレル故、内務省ト同様ニ、新タニ警務部ノ外ニ、從來ノ消防部ノ中ニ防空ノコトヲ合シテ特別ノ警備部トカ警防部ヲ作ツテ、一元的ノ組織ニナサツテオヤリニナッタ方が、能率ヲ擧ガル上ニ於テ非常ニ宜クハアルマイカ、是ハ内務省ノ機構ノ問題ト相伴フ重大ナル問題ニアリマス、此ノ點ヲ能ク御考慮ヲ願ヒタノデアリマス、又先刻ハ御丁寧ニ種々ノ問題ニ付テ御答ヲ煩シマシテ辱ク存ジマスガ、東洋警察協會其ノ他ノ問題ニ付キマシテハ、又折方アツタラ申上

○議長（伯爵松平賴壽君） 本日ハ此ノ程度ニ於テ延會ヲ致シタイト存ジマス、御異議ゴザイマセヌカ  
〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕  
○議長（伯爵松平賴壽君） 御異議ナイト認メマス、次會ノ議事日程ハ、決定次第彙報ヲ以テ御通知ニ及ビマス、本日ハ是ニテ散會致シマス

午前十一時五十四分散會

貴族院議事速記録第五號正誤			
頁	段	行	誤
三九	三	一	正
一	一	一	
五	五	五	
寓語		出シニ	オ出シニ
			偶語